

新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書

2021年9月



この目論見書により行う株式1,630,488,990円（見込額）の募集（一般募集）及び株式256,593,624円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2021年9月24日に近畿財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、発行価格及び売出価格等については、今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

1 募集又は売出しの公表後における空売りについて

- (1) 金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」（以下「取引等規制府令」という。）第15条の5に定める期間（有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間（*1））において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り（*2）又はその委託もしくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ（*3）の決済を行うことはできません。

- (2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り（*2）に係る有価証券の借入れ（*3）の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

*1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、2021年9月25日から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が2021年10月5日から2021年10月8日までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。

*2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

- ・先物取引
- ・国債証券、地方債証券、社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）、投資法人債券等の空売り
- ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

*3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの（売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け）を含みます。

- ## 2 今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（一般募集における新株式発行に係る発行価額の総額、一般募集における自己株式の処分に係る発行価額の総額、発行価額の総額の計、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（〔URL〕<https://www.takebishi.co.jp/>）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書

発行価格 未定
売出価格 未定

株式会社たけびし

京都市右京区西京極豆田町29番地

目次

頁

【表紙】	
〔株価情報等〕	
1 【株価、PER及び株式売買高の推移】	1
2 【大量保有報告書等の提出状況】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【株式募集の方法及び条件】	3
3 【株式の引受け】	5
4 【新規発行による手取金の使途】	5
第2 【売出要項】	6
1 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】	6
2 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】	6
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	7
第3 【第三者割当の場合の特記事項】	8
第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】	9
第三部 【追完情報】	9
第四部 【組込情報】	10
有価証券報告書（第132期）	
【表紙】	11
第一部 【企業情報】	12
第1 【企業の概況】	12
1 【主要な経営指標等の推移】	12
2 【沿革】	14
3 【事業の内容】	15
4 【関係会社の状況】	16
5 【従業員の状況】	17
第2 【事業の状況】	18
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	18
2 【事業等のリスク】	19
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	20
4 【経営上の重要な契約等】	26
5 【研究開発活動】	26
第3 【設備の状況】	27
1 【設備投資等の概要】	27
2 【主要な設備の状況】	27
3 【設備の新設、除却等の計画】	28
第4 【提出会社の状況】	29
1 【株式等の状況】	29
2 【自己株式の取得等の状況】	32
3 【配当政策】	32
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	33
第5 【経理の状況】	49
1 【連結財務諸表等】	50
2 【財務諸表等】	88

第6【提出会社の株式事務の概要】	99
第7【提出会社の参考情報】	100
1【提出会社の親会社等の情報】	100
2【その他の参考情報】	100
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	100
監査報告書	101
四半期報告書（第133期第1四半期）	
【表紙】	110
第一部【企業情報】	111
第1【企業の概況】	111
1【主要な経営指標等の推移】	111
2【事業の内容】	111
第2【事業の状況】	112
1【事業等のリスク】	112
2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	112
3【経営上の重要な契約等】	112
第3【提出会社の状況】	113
1【株式等の状況】	113
2【役員の状況】	114
第4【経理の状況】	115
1【四半期連結財務諸表】	116
2【その他】	126
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	127
四半期レビュー報告書	128
第五部【提出会社の保証会社等の情報】	130
第六部【特別情報】	130

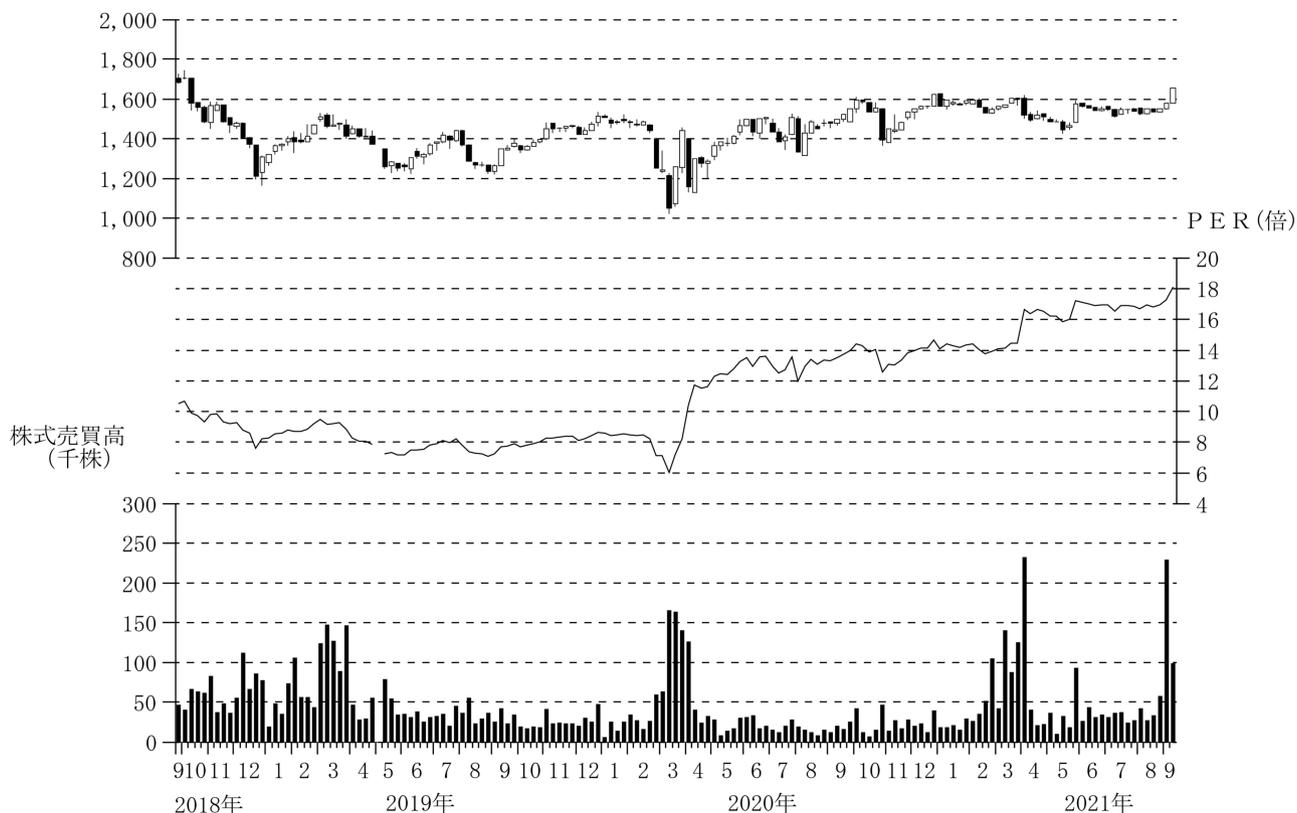
【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2021年9月24日
【会社名】	株式会社たけびし
【英訳名】	TAKEBISHI CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小倉 勇
【本店の所在の場所】	京都市右京区西京極豆田町29番地
【電話番号】	075(325)2111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 上席常務執行役員 経営戦略室長 亀井 孝
【最寄りの連絡場所】	京都市右京区西京極豆田町29番地
【電話番号】	075(325)2111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 上席常務執行役員 経営戦略室長 亀井 孝
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	一般募集 1,630,488,990円 オーバーアロットメントによる売出し 256,593,624円 (注)1 募集金額は、発行価額の総額の計であり、2021年9月10日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。 2 売出金額は、売出価額の総額であり、2021年9月10日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。
【縦覧に供する場所】	株式会社たけびし大阪支店 (大阪市北区堂島浜一丁目2番1号) 株式会社たけびし東京支店 (東京都千代田区東神田三丁目1番2号) 株式会社たけびし名古屋支店 (名古屋市中村区名駅三丁目8番7号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【株価、P E R及び株式売買高の推移】

2018年9月25日から2021年9月10日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。

株 価 (円)



- (注) 1 ・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。
 ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
 ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。
- 2 P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$P E R (倍) = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益}}$$

2018年9月25日から2019年3月31日については、2018年3月期有価証券報告書の2018年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2019年4月1日から2020年3月31日については、2019年3月期有価証券報告書の2019年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2020年4月1日から2021年3月31日については、2020年3月期有価証券報告書の2020年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2021年4月1日から2021年9月10日については、2021年3月期有価証券報告書の2021年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2 【大量保有報告書等の提出状況】

2021年3月24日から2021年9月10日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出状況は、ありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,083,000株	完全議決権株式であり株主の権利に特に制限のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

(注) 1 2021年9月24日(金)開催の取締役会決議によります。

2 上記発行数は、2021年9月24日(金)開催の取締役会において決議された公募による新株式発行に係る募集株式数1,000,000株及び公募による自己株式の処分に係る募集株式数83,000株の合計であります。本有価証券届出書の対象とした募集(以下「一般募集」という。)のうち自己株式の処分に係る募集は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。

3 一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村証券株式会社が当社株主から162,400株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

4 一般募集とは別に、2021年9月24日(金)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式162,400株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。

5 一般募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。

6 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号(なお、2021年10月11日以降は「東京都中央区日本橋兜町7番1号」となります。)

2【株式募集の方法及び条件】

2021年10月5日（火）から2021年10月8日（金）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1)【募集の方法】

区分		発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当		—	—	—
その他の者に対する割当		—	—	—
一般募集	新株式発行	1,000,000株	1,505,530,000	752,765,000
	自己株式の処分	83,000株	124,958,990	—
計（総発行株式）		1,083,000株	1,630,488,990	752,765,000

- (注) 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。
 2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
 3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。なお、一般募集における自己株式の処分に係る払込金額の総額は資本組入れされません。
 4 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、2021年9月10日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	発行価額（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
未定 (注) 1、2 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とします。	未定 (注) 1、2	未定 (注) 1	100株	自 2021年10月11日(月) 至 2021年10月12日(火) (注) 3	1株につき発行価格と同一の金額	2021年10月14日(木) (注) 3

- (注) 1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、2021年10月5日（火）から2021年10月8日（金）までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に、一般募集における価額（発行価格）を決定し、併せて発行価額（当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額）及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は資本組入額の総額を一般募集における新株式発行に係る発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売価及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（一般募集における新株式発行に係る発行価額の総額、一般募集における自己株式の処分に係る発行価額の総額、発行価額の総額の計、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（〔URL〕<https://www.takebishi.co.jp/>）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載

内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- 2 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で2021年10月4日（月）から2021年10月8日（金）までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、2021年10月5日（火）から2021年10月8日（金）までを予定しております。

したがって、

- ① 発行価格等決定日が2021年10月5日（火）の場合、申込期間は「自 2021年10月6日（水）至 2021年10月7日（木）」、払込期日は「2021年10月11日（月）」
 - ② 発行価格等決定日が2021年10月6日（水）の場合、申込期間は「自 2021年10月7日（木）至 2021年10月8日（金）」、払込期日は「2021年10月12日（火）」
 - ③ 発行価格等決定日が2021年10月7日（木）の場合、申込期間は「自 2021年10月8日（金）至 2021年10月11日（月）」、払込期日は「2021年10月13日（水）」
 - ④ 発行価格等決定日が2021年10月8日（金）の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、となりますのでご注意ください。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
 - 5 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金にそれぞれ振替充当します。
 - 6 申込証拠金には、利息をつけません。
 - 7 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがって、

- ① 発行価格等決定日が2021年10月5日（火）の場合、受渡期日は「2021年10月12日（火）」
 - ② 発行価格等決定日が2021年10月6日（水）の場合、受渡期日は「2021年10月13日（水）」
 - ③ 発行価格等決定日が2021年10月7日（木）の場合、受渡期日は「2021年10月14日（木）」
 - ④ 発行価格等決定日が2021年10月8日（金）の場合、受渡期日は「2021年10月15日（金）」
- となりますのでご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

(3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄の金融商品取引業者の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 京都支店	京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町10

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	758,100株	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額をそれぞれ払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、一般募集における価額（発行価格）と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	151,600株	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	119,100株	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	32,500株	
西村証券株式会社	京都市下京区四条通高倉西入立売西町65番地	21,700株	
計	—	1,083,000株	—

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,630,488,990	18,000,000	1,612,488,990

- (注) 1 払込金額の総額（発行価額の総額の計）、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、一般募集における新株式発行及び自己株式の処分に係る、それぞれの額の合計額であります。
- 2 引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。
- 3 払込金額の総額（発行価額の総額の計）は、2021年9月10日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額1,612,488,990円については、一般募集と同日付をもって決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限242,498,072円と合わせ、手取概算額合計上限1,854,987,062円について、1,850,000,000円を2021年12月末までに2021年6月4日に実施したLe Champ (South East Asia) Pte Ltd（本社：シンガポール）の買収に伴う資金調達により生じた短期借入金の返済資金に充当し、残額が生じた場合には、運転資金に充当する予定であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	162,400株	256,593,624	東京都中央区日本橋一丁目13番1号 野村証券株式会社

(注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村証券株式会社が当社株主から162,400株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（一般募集における新株式発行に係る発行価額の総額、一般募集における自己株式の処分に係る発行価額の総額、発行価額の総額の計、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <https://www.takebishi.co.jp/>）（新聞等）で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号（なお、2021年10月11日以降は「東京都中央区日本橋兜町7番1号」となります。）

3 売出価額の総額は、2021年9月10日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

売出価格（円）	申込期間	申込単位	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1	自 2021年10月11日(月) 至 2021年10月12日(火) (注) 1	100株	1株につき売 出価格と同一 の金額	野村証券株式 会社の本店及 び全国各支店	—	—

(注) 1 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。

2 株式の受渡期日は、2021年10月15日（金）（※）であります。

※ ただし、株式の受渡期日については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」における株式の受渡期日と同一といたします。

3 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

4 申込証拠金には、利息をつけません。

5 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から162,400株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、162,400株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は2021年9月24日（金）開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式162,400株の第三者割当増資（本件第三者割当増資）を、2021年11月9日（火）を払込期日として行うことを決議しております。（注）1

また、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出し（以下「本件募集売出し」という。）の申込期間の終了する日の翌日から2021年11月2日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）（注）2）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、本件募集売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、野村證券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

（注）1 本件第三者割当増資の内容は以下のとおりであります。

- | | |
|----------------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 162,400株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における発行価額と同一とする。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 割当先 | 野村證券株式会社 |
| (5) 申込期間（申込期日） | 2021年11月8日（月） |
| (6) 払込期日 | 2021年11月9日（火） |
| (7) 申込株数単位 | 100株 |

2 シンジケートカバー取引期間は、

- ① 発行価格等決定日が2021年10月5日（火）の場合、「2021年10月8日（金）から2021年11月2日（火）までの間」
- ② 発行価格等決定日が2021年10月6日（水）の場合、「2021年10月9日（土）から2021年11月2日（火）までの間」
- ③ 発行価格等決定日が2021年10月7日（木）の場合、「2021年10月12日（火）から2021年11月2日（火）までの間」
- ④ 発行価格等決定日が2021年10月8日（金）の場合、「2021年10月13日（水）から2021年11月2日（火）までの間」

となります。

2 ロックアップについて

一般募集に関連して、当社は野村証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記の場合において、野村証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後本有価証券届出書提出日（2021年9月24日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、そのうち有価証券報告書の「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に記載の中期ビジョン『T-L i n k 1 0 0 0』の目標数値については策定時点での予想や一定の前提に基づいたものであり、様々な要因によって異なる可能性があります。当該事項を除き、有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項については、本有価証券届出書提出日（2021年9月24日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

なお、当該有価証券報告書等に記載された将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第132期事業年度）の提出日以後本有価証券届出書提出日（2021年9月24日）までの間において、2021年6月25日開催の当社第132回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、2021年6月29日に臨時報告書を近畿財務局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2021年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として小倉勇、橋本之博、亀井孝、坂口和彦、岡垣浩志、岩田武久及び黒澤豊司の7氏を選任する。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として大西康治、河本茂行及び山田善紀の3氏を選任する。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として稲荷賢及び益川教雄の両氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案				(注) 1	(注) 2
小倉 勇	122,618	3,139	0		可決 (97.20%)
橋本 之博	124,409	1,348	0		可決 (98.62%)
亀井 孝	124,402	1,355	0		可決 (98.61%)
坂口 和彦	124,409	1,348	0		可決 (98.62%)
岡垣 浩志	124,408	1,349	0		可決 (98.62%)
岩田 武久	122,975	2,782	0		可決 (97.48%)
黒澤 豊司	118,958	6,799	0		可決 (94.30%)
第2号議案				(注) 1	(注) 2
大西 康治	124,225	1,535	0		可決 (98.47%)
河本 茂行	124,293	1,467	0		可決 (98.52%)
山田 善紀	124,297	1,463	0		可決 (98.52%)
第3号議案				(注) 1	(注) 2
稲荷 賢	124,246	1,514	0		可決 (98.48%)
益川 教雄	118,550	7,210	0		可決 (93.97%)

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数（本総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分）に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第132期)	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日	2021年6月28日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第133期第1四半期)	自 2021年4月1日 至 2021年6月30日	2021年8月6日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを出力・印刷したものであります。

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2021年6月28日
【事業年度】	第132期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
【会社名】	株式会社たけびし
【英訳名】	TAKEBISHI CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小倉 勇
【本店の所在の場所】	京都市右京区西京極豆田町29番地
【電話番号】	075（325）2111（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 上席常務執行役員 経営戦略室長 亀井 孝
【最寄りの連絡場所】	京都市右京区西京極豆田町29番地
【電話番号】	075（325）2111（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 上席常務執行役員 経営戦略室長 亀井 孝
【縦覧に供する場所】	株式会社たけびし大阪支店 （大阪市北区堂島浜一丁目2番1号） 株式会社たけびし東京支店 （東京都千代田区東神田三丁目1番2号） 株式会社たけびし名古屋支店 （名古屋市中村区名駅三丁目8番7号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第128期	第129期	第130期	第131期	第132期
決算年月		2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高	(百万円)	71,267	77,062	83,384	74,268	63,568
経常利益	(百万円)	2,570	3,387	3,919	2,584	2,195
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	1,818	2,346	2,569	1,631	1,344
包括利益	(百万円)	2,185	3,011	2,188	1,497	2,396
純資産額	(百万円)	23,395	25,848	27,374	28,166	29,930
総資産額	(百万円)	43,594	48,978	44,290	43,600	49,317
1株当たり純資産額	(円)	1,589.92	1,756.61	1,860.37	1,914.16	2,034.04
1株当たり当期純利益	(円)	123.60	159.43	174.64	110.87	91.38
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	53.7	52.8	61.8	64.6	60.7
自己資本利益率	(%)	8.1	9.5	9.7	5.9	4.6
株価収益率	(倍)	11.7	10.8	8.1	11.9	16.5
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	538	3,101	△559	3,857	3,138
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△197	203	△487	△667	△981
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△813	△538	△881	△718	△660
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	3,818	6,615	4,657	7,141	8,615
従業員数	(人)	575	577	590	600	643
[外、平均臨時雇用者数]		[98]	[118]	[117]	[127]	[77]

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第130期の期首から適用しており、第129期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第128期	第129期	第130期	第131期	第132期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高 (百万円)	58,178	63,974	70,557	62,359	53,406
経常利益 (百万円)	2,101	2,881	3,378	2,278	1,928
当期純利益 (百万円)	1,522	2,037	2,233	1,468	1,308
資本金 (百万円)	2,554	2,554	2,554	2,554	2,554
発行済株式総数 (株)	14,798,600	14,798,600	14,798,600	14,798,600	14,798,600
純資産額 (百万円)	21,475	23,609	24,818	25,467	27,163
総資産額 (百万円)	38,683	43,655	39,152	38,602	43,795
1株当たり純資産額 (円)	1,459.46	1,604.45	1,686.66	1,730.74	1,845.99
1株当たり配当額 (円)	35.00	40.00	48.00	48.00	38.00
(内1株当たり中間配当額)	(16.00)	(19.00)	(24.00)	(24.00)	(19.00)
1株当たり当期純利益 (円)	103.44	138.44	151.77	99.80	88.92
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	55.5	54.1	63.4	66.0	62.0
自己資本利益率 (%)	7.3	9.0	9.2	5.8	5.0
株価収益率 (倍)	13.9	12.4	9.3	13.2	16.9
配当性向 (%)	33.84	28.89	31.63	48.09	42.74
従業員数 (人)	376	368	381	393	405
[外、平均臨時雇用者数]	[24]	[27]	[32]	[33]	[26]
株主総利回り (%)	150.4	182.7	156.3	151.8	174.4
(比較指標：日経平均株価) (%)	(112.8)	(128.0)	(126.5)	(112.9)	(174.1)
最高株価 (円)	1,645	1,966	1,789	1,525	1,628
最低株価 (円)	939	1,303	1,162	1,051	1,131

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 第128期の1株当たり配当額には、創立90周年記念配当3円を含んでおります。
4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第130期の期首から適用しており、第129期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。
5. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

2 【沿革】

年月	事項
1926年4月	大阪市北区に、電気機械器具材料の製造販売等を目的として「九笹商業株式会社」を設立
1926年5月	三菱商事㈱大阪支店と三菱電機㈱製品の京都地区元扱店契約を締結 京都市上京区に京都出張所を開設
1930年2月	京都市下京区に本社移設、京都出張所を本社に併合
1931年3月	商号を「株式会社竹菱電機商会」に変更
1943年11月	商号を「竹菱電機株式会社」に変更
1944年8月	三菱電機㈱と特約店（現 代理店）契約締結
1958年6月	京都府福知山市に福知山出張所（現 畿北支店）を開設
1959年2月	滋賀県近江八幡市に滋賀営業所（現 滋賀支店 滋賀県彦根市）を開設
1961年11月	オムロン㈱と特約店契約締結
1963年11月	京都市右京区に本社を新築移転
1969年6月	大阪市南区に大阪営業所（現 大阪支店 大阪市北区）を開設
1969年8月	㈱竹菱テクノス（現 ㈱T Sエンジニアリング 連結子会社、当社出資比率100%）を設立
1970年7月	滋賀県彦根市に彦根出張所（現 滋賀支店）を開設
1970年8月	北九州市小倉区に小倉出張所（現 九州支店 福岡市博多区）を開設
1983年4月	滋賀県栗東市に滋賀支店栗東営業所（現 栗東支店）を開設
1983年4月	愛知県犬山市に犬山営業所（現 名古屋支店 名古屋市中村区）を開設
1984年2月	東京都千代田区に東京営業所（現 東京支店）を開設
1991年7月	京都市右京区（現住所）に本社移設
1992年4月	竹菱興産㈱（現 連結子会社 当社出資比率100%）を設立
1996年5月	香港に竹菱香港有限公司（現 連結子会社 当社出資比率100%）を設立
1996年9月	株式上場（大阪証券取引所（現 東京証券取引所）第二部及び京都証券取引所）
1999年1月	新和工業㈱の第三者割当増資を引受け資本参加（現 ㈱T Sエンジニアリング 連結子会社 当社出資比率100%）
1999年4月	㈱フジテレコムズに資本参加（現 連結子会社 当社出資比率100%）
2001年8月	環境マネジメントの国際規格ISO14001（BVJC）の認証を全事業所（計9事業所）にて一斉取得
2002年9月	横浜市港北区に東京営業所（現 東京支店 東京都千代田区）を移転
2003年6月	ウエスタンデジタル社（米国）と販売契約締結
2003年9月	品質マネジメントの国際規格ISO9001（2000年度版）（BVJC）の認証を全社一斉取得
2006年1月	㈱パリアンメディカルシステムズと代理店契約締結
2006年2月	上海（中国）に竹菱（上海）電子貿易有限公司（現 連結子会社 竹菱香港有限公司100%出資）を設立
2006年4月	携帯電話事業を㈱フジテレコムズ（現 連結子会社 当社出資比率100%）に統合
2006年6月	執行役員制度を導入
2006年10月	商号を「株式会社たけびし」に変更
2007年2月	京都市右京区（現住所）に本社社屋増築
2007年4月	名古屋市中村区に名古屋支店を移転
2012年1月	情報セキュリティマネジメントの国際規格ISO27001（BVJC）の認証を取得
2013年7月	㈱大阪証券取引所と㈱東京証券取引所の統合により、東京証券取引所 第二部に上場
2014年1月	バンコク（タイ）にTAKEBISHI（THAILAND）CO., LTD.（現 連結子会社 当社出資比率100%）を設立
2014年1月	アムステルダム（オランダ）にTAKEBISHI EUROPE B.V.（現 連結子会社 当社出資比率100%）を設立
2014年12月	東京証券取引所第一部に上場
2017年6月	監査等委員会設置会社に移行
2018年8月	深圳（中国）に竹菱香港有限公司 深圳連絡事務所を開設
2019年10月	㈱ファーストブレインに資本参加（現 連結子会社 ㈱フジテレコムズ100%出資）
2020年3月	東京都千代田区に東京支店を移転
2020年4月	梅沢無線電機㈱に資本参加（現 連結子会社 当社出資比率100%）

3 【事業の内容】

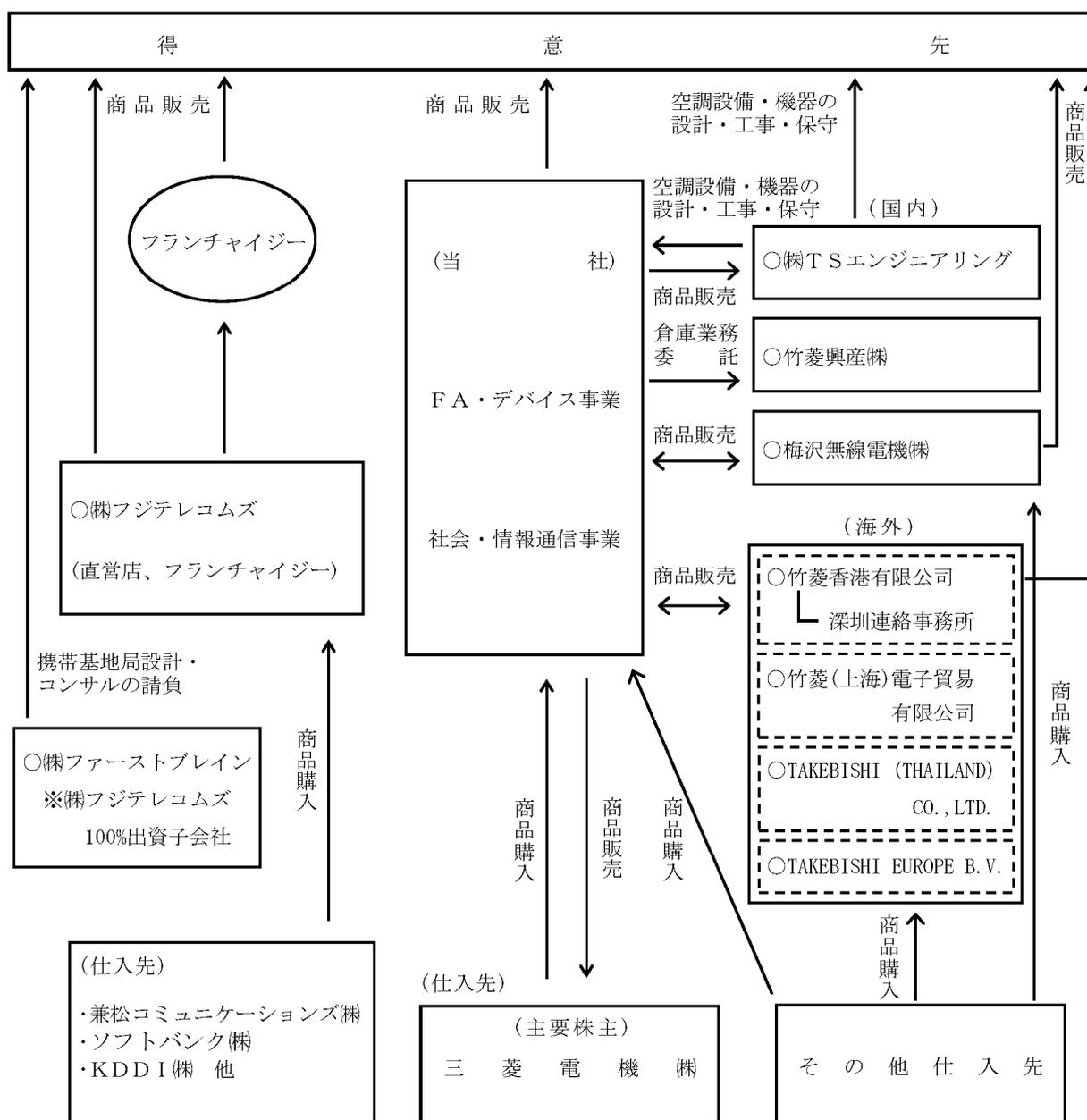
当社グループは、当社（株式会社たけびし）と子会社9社により構成されており、産業機器システム、半導体・デバイス、社会インフラ（冷熱住設機器、ビル設備、重電、電子医療機器）、情報通信（情報システム、携帯電話等）の販売とソフト開発を主な事業とし、更に関連する物流及び保守・サービス、工事等の事業活動を展開しております。

当社グループの事業内容及び当社と子会社の当該事業における位置付けは次のとおりであります。

セグメントの名称	部 門	主 要 な 会 社
F A ・ デバイス 事 業	産業機器システム	当社、竹菱(上海)電子貿易有限公司、TAKEBISHI (THAILAND) CO., LTD.
	半導体・デバイス	当社、竹菱香港有限公司、竹菱(上海)電子貿易有限公司、TAKEBISHI EUROPE B.V.、竹菱興産(株)、梅沢無線電機(株)
社会・情報通信 事 業	社会インフラ	当社、(株)TSエンジニアリング
	情報通信	当社、(株)フジテレコムズ、(株)ファーストブレイン

【事業系統図】

当社グループの事業を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



(注) ○…連結子会社

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	事業内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容			
					役員の 兼任	資金援助	営業上の取引	設備の 賃貸借
(連結子会社) ㈱フジテレコムズ	大阪市 中央区	百万円 88	携帯電話の 卸売・販売	100.0	—	—	—	建物の 賃貸
㈱TSエンジニアリング	京都市 右京区	百万円 30	空調設備・機 器の設計・工 事・保守	100.0	—	—	空調設備・機器の設計・ 工事・保守サービス等を 当社へ販売	建物の 賃貸
竹菱興産㈱	京都市 右京区	百万円 10	倉庫業	100.0	—	—	倉庫業務を受託	建物の 賃貸
梅沢無線電機㈱ (注) 5	東京都 千代田区	百万円 57	半導体、電子 部品の販売 自社製品設 計・販売	100.0	—	貸付金	半導体、電子部品の販売 自社製品の販売	—
竹菱香港有限公司 (注) 2	中華人民 共和国 (香港)	千HK\$ 52,993	電子機器の 販売	100.0	1名	債務保証	電子機器の販売	—
竹菱(上海)電子貿易 有限公司 (注) 2, 4	中華人民 共和国 (上海)	千US\$ 5,000	電子機器の 販売	100.0 (100.0)	1名	債務保証	電子機器の販売	—
TAKEBISHI (THAILAND) CO., LTD. (注) 2	タイ (バンコク)	百万THB 110	電子機器の 販売	100.0	1名	—	電子機器の販売	—
TAKEBISHI EUROPE B.V.	オランダ (アムステル ダム)	万EUR 75	電子機器の 販売	100.0	1名	貸付金	電子機器の販売	—
その他1社								

(注) 1. 「議決権の所有割合」欄の(内書)は、間接所有であります。

2. 特定子会社に該当しております。

3. 有価証券届出書または有価証券報告書を提出している会社はありません。

4. 竹菱(上海)電子貿易有限公司は、竹菱香港有限公司の100%出資子会社であります。

5. 当社は当第1四半期連結会計期間において、2020年4月1日付けで梅沢無線電機株式会社の発行済株式100%を取得し、連結子会社といたしました。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）	
F A・デバイス事業	364	(36)
社会・情報通信事業	279	(41)
合計	643	(77)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

2021年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
405 (26)	39.6	16.7	7,156

セグメントの名称	従業員数（人）	
F A・デバイス事業	291	(23)
社会・情報通信事業	114	(3)
合計	405	(26)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、基準外賃金及び賞与を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 会社の経営の基本方針

企業理念と行動基準を以下の通り定め、“進化する技術と最良の品質を提供する「トータルソリューション技術商社」”を目指します。

企業理念：人と人、技術と技術を信頼で結び、輝く未来を創造する

行動基準：－企業倫理の遵守と社会への貢献－

1. 信 頼：最良のサービスを提供し、お客様との高い信頼関係を築こう！
2. 技 術：お客様に役立つ新技術の吸収と革新に努めよう！
3. 総合力：個々の強みを結集し、トータルサービスを創造しよう！

(2) 中長期的な会社の経営戦略と対処すべき課題

当社グループは、日々変化する経済情勢や事業環境に柔軟に対処すべく、成長戦略、財務体質の強化をはじめとした以下の課題に取り組む、更なる業容の拡大と経営基盤の強化を目指してまいります。

また、テレワークをはじめとした新型コロナウイルス感染症拡大防止に取り組んでまいります。

1) 成長戦略

F A機器等の基幹ビジネスの更なる拡大に加え、製造現場の自動化・省人化需要の獲得をターゲットとして創設したスマートファクトリー推進グループによる「変わる製造現場への“最適ソリューション”」及び、ベトナムやシンガポール等への積極的な拠点拡大による「東南アジア事業戦略」の強化等に注力し、更なる成長に向けたNEWビジネスの創造に取り組んでまいります。

2) 財務体質の強化

貸倒れ・未収債権・不良在庫の防止に努めるとともに、徹底した無駄の排除と業務効率化の推進による経営体質の更なる強化に取り組んでおります。

3) 人材の確保と育成

少子高齢化や労働人口の減少等、雇用環境が大きく変化する中、採用施策の強化による優秀な人材の確保に加え、社員教育の充実による人材育成に取り組んでおります。

4) 内部統制への取り組み

コンプライアンスの重要性を認識し、社会的責任の自覚、社会規範や倫理に適合した行動、企業活動における関係法令遵守、社内ルール遵守の徹底を行っております。

また、「企業倫理の遵守と社会への貢献」の行動基準のもと、財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係わる内部統制を整備しております。

5) 環境問題、品質マネジメント、情報セキュリティマネジメントへの取り組み

地球にやさしい企業を目指し、全社を挙げて環境問題に積極的に対応するため環境マネジメントの国際規格「ISO14001」の認証を取得しております。

また、「顧客第一」の経営方針のもと、製品の品質保証と顧客満足度の向上を目的に品質マネジメントシステムの国際規格「ISO9001」の認証を取得するとともに、情報資産の安全かつ適正な管理・運用を実施することを目的として、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格「ISO27001」の認証を取得しております。

6) 個人情報保護マネジメントへの取り組み

お客様個人を識別し得る情報を適切に保護することの重要性を認識し、個人情報に関する保管・安全管理などの保護体制を強化するため、「個人情報保護マネジメントシステム行動指針」を設けております。

2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 外部経営環境に関するリスク

当社グループが、主に事業活動を行う日本国内、中国、アジア及び欧州における経済環境の動向は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、産業機器システム、半導体・デバイス、社会インフラ（冷熱住設機器、ビル設備、重電、電子医療機器）、情報通信（情報システム、携帯電話等）の販売とソフト開発を主な事業とし、更に関連する物流及び保守・サービス、工事等の事業活動を展開しております。これらに関連する業界の市場動向や取引先の需要の減少は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 主要仕入先に関するリスク

当社グループは、三菱電機株式会社、オムロン株式会社及び三菱電機グループ各社と販売代理店（特約店）、販売店契約を締結し、商品の仕入れを行っております。当社グループとは良好な関係にありますが、これら主要な仕入先の事業戦略、販売戦略の変更等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 情報通信事業に関するリスク

当社グループの情報通信事業で行っている携帯電話の卸売・販売に関しましては、各電気通信事業者及び一次代理店の事業戦略、販売戦略の変更により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 当社のオリジナル商品に関するリスク

当社は、オリジナル商品の開発、製造委託及び販売を行っており、品質保証部の設置及びP L 保険の加入により、万全を期しておりますが、予期せぬ事態が発生した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 新型コロナウイルス感染症拡大に関するリスク

新型コロナウイルス感染症拡大の影響につきましては、サプライチェーンの混乱に伴う商品の調達難、及び顧客の設備投資の延期、需要減退等、広範に渡ることが想定されます。

また、当該感染症拡大に伴い世界景気の悪化も懸念されており、市況が大きく減退した場合は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社はB C Pの観点からその影響を抑える為、以下の対策に取り組んでおります。

- ・当社グループにおける影響範囲と今後の見通しの把握、改善策の立案
- ・お取引先、当社従業員の安全確保を第一とした感染症拡大防止策の実施
(在宅勤務の実施、w e b 会議の推進、マスク着用・手洗いの徹底等)

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

1) 財政状態及び経営成績の状況

①経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響を背景として、設備投資の抑制等の動きが引続き見られ、依然として厳しい状況で推移しましたが、第3四半期以降中国向け輸出の回復や半導体製造装置関連等の生産の一部で持ち直しの動きが見られました。

このような状況下、当社グループはFA機器等の基幹ビジネスの更なる拡大に加え、スマートファクトリー推進グループの設立により、自動化・省人化需要を捉えた「変わる製造現場への“最適ソリューション”」及びベトナムを活用したO UT-I Nビジネス等、『脱中国』の変化を捉えた東南アジア展開強化により、「変わるグローバル生産拠点への“新販路開拓”」等に注力し、更なる成長に向けたNEWビジネスの創造に取り組んでまいりました。

これらの結果、当連結会計年度における業績は、売上高635億68百万円（前年度比14.4%減）、営業利益20億82百万円（前年度比16.8%減）、経常利益21億95百万円（前年度比15.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益13億44百万円（前年度比17.6%減）となりました。

<セグメント別の状況>

事業の種類別セグメントの業績は、次の通りであります。

a) FA・デバイス事業

（産業機器システム） 売上高：293億43百万円（前年度比 6.0%減） 構成比 46.2%

産業機器システム分野においては、装置システムが5G関連等で増加しましたが、FA機器が第3四半期以降の半導体実装機関連等での需要の回復はあったものの、繊維や受配電関連向けを中心に大きく減少しました。

この結果、当部門全体の売上高は、前年度比6.0%の減少となりました。

（半導体・デバイス） 売上高：150億82百万円（前年度比 14.3%減） 構成比 23.7%

半導体・デバイス分野においては、今年度から当社グループに加わった梅沢無線電機株式会社が売上増に寄与しましたが、家電向け液晶等のデバイスが減少したことに加え、産業機器向け半導体が減少しました。

この結果、当部門全体の売上高は、前年度比14.3%の減少となりました。

これらの結果、FA・デバイス事業においては、売上高444億25百万円（前年度比9.0%減、構成比69.9%）、営業利益は、13億88百万円（前年度比19.1%減）となりました。

b) 社会・情報通信事業

（社会インフラ） 売上高：119億93百万円（前年度比 29.6%減） 構成比 18.9%

社会インフラ分野においては、前年にCT・MRI等の医療用診断装置及び特高変電設備等の大口物件があったことに加え、放射線がん治療装置や空調機器が減少しました。

この結果、当部門全体の売上高は、前年度比29.6%の減少となりました。

（情報通信） 売上高：71億48百万円（前年度比15.3%減） 構成比 11.2%

情報通信分野においては、主力の携帯電話が不採算店舗の閉店に加え、新型コロナウイルスの影響で第1四半期に実施した店舗運営時間の短縮等により減少しました。OA機器はテレワーク需要による増加はあったものの、前年にアミューズメント向け更新需要があったことにより減少しました。

この結果、当部門全体の売上高は、前年度比15.3%の減少となりました。

これらの結果、社会・情報通信事業においては、売上高191億42百万円（前年度比24.8%減、構成比30.1%）、営業利益は、6億94百万円（前年度比11.9%減）となりました。

②財政状態の状況

<流動資産>

当連結会計年度末における流動資産の残高は、376億74百万円（前連結会計年度末は342億93百万円）となり、33億81百万円増加しました。主な増加の要因は、現金及び預金の増加（前連結会計年度末比14億73百万円増）と売上債権が増加（前連結会計年度末比14億27百万円増）したことによるものであります。

<固定資産>

当連結会計年度末における固定資産の残高は、116億42百万円（前連結会計年度末は93億7百万円）となり、23億35百万円増加しました。主な増加の要因は、投資有価証券の増加（前連結会計年度末比14億91百万円増）であります。

<流動・固定負債>

当連結会計年度末における負債の残高は、流動・固定合計で193億86百万円（前連結会計年度末は154億34百万円）となり、39億52百万円増加しました。主な増加の要因は、仕入債務の増加（前連結会計年度末比30億6百万円増）であります。

<純資産>

当連結会計年度末における純資産の残高は、299億30百万円（前連結会計年度末は281億66百万円）となり、17億63百万円増加しました。主な増加の要因は、その他有価証券評価差額金の増加（前連結会計年度末比10億23百万円増）と利益剰余金の増加（前連結会計年度末比7億11百万円増）であります。なお、当連結会計年度末の自己資本比率は60.7%となっております。

2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における連結ベースの現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ14億73百万円増加し、当連結会計年度末には86億15百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、31億38百万円（前連結会計年度は同38億57百万円）となりました。これは主に、仕入債務の増加額が27億31百万円あったことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、9億81百万円（前連結会計年度は同6億67百万円）となりました。これは主に、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出が5億89百万円あったことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、6億60百万円（前連結会計年度は同7億18百万円）となりました。これは主に、配当金の支払額が6億32百万円あったことによるものです。

③生産、受注及び販売の状況

(1) 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	前年同期比 (%)
FA・デバイス事業		
産業機器システム (百万円)	29,343	94.0
半導体・デバイス (百万円)	15,082	85.7
計 (百万円)	44,425	91.0
社会・情報通信事業		
社会インフラ (百万円)	11,993	70.4
情報通信 (百万円)	7,148	84.7
計 (百万円)	19,142	75.2
合計 (百万円)	63,568	85.6

(注) 1. 上記金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 仕入実績

当連結会計年度の仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	前年同期比 (%)
FA・デバイス事業		
産業機器システム (百万円)	23,910	92.4
半導体・デバイス (百万円)	13,619	78.6
計 (百万円)	37,529	86.9
社会・情報通信事業		
社会インフラ (百万円)	10,380	69.8
情報通信 (百万円)	5,096	80.1
計 (百万円)	15,476	72.9
合計 (百万円)	53,006	82.3

(注) 1. 上記金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

1) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。その作成には経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りが必要となります。経営者は、これらの見積りについて過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について」に記載しておりますが、特に下記の会計方針が連結財務諸表作成における重要な見積りの判断等に影響を及ぼすと考えております。

①棚卸資産

当社グループは、棚卸資産の、推定される将来需要および市場状況に基づく時価の見積額と原価との差異に相当する陳腐化の見積額について、評価減の計上が必要となる可能性があります。実際の将来需要または市場状況が当社グループの見積りより悪化した場合、追加の評価減が必要となる可能性があります。

②固定資産の減損

固定資産については、資産または資産グループの回収可能価額が帳簿価額を下回った場合に、その差額を減損損失に計上しております。回収可能価額は、資産または資産グループの時価から処分費用見込額を控除した正味売却価額と割引後将来キャッシュ・フローとして算定される使用価値のいずれか大きい方としていることから、固定資産の使用方法を変更した場合もしくは不動産取引相場やその他経営環境が変動した場合には、減損損失の計上が必要となる可能性があります。

③のれんの減損

当社グループは、のれんについて、その効果の発現する期間を見積り、その期間で均等償却しております。また、その資産性について子会社の業績や事業計画等を基に検討しており、将来において当初想定した収益が見込めなくなり、減損の必要性を認識した場合には、当該連結会計年度においてのれんの減損処理を行う可能性があります。

④繰延税金資産

当社グループは、繰延税金資産について、回収可能性が高いと考えられる金額を計上しております。将来の課税所得の見通しを含め慎重かつ実現可能性の高い継続的な税務計画を検討しておりますが、繰延税金資産の全部又は一部を将来実現できないと判断した場合は、当該判断を行った期間に繰延税金資産の調整額を費用として計上します。同様に計上金額を上回る繰延税金資産を今後回収できると判断した場合は、当該判断を行った期間に繰延税金資産の調整により費用が減少します。また税制改正により税率の変更等が生じた場合には、繰延税金資産の計上額が変動する可能性があります。

⑤退職給付に係る負債

従業員の退職給付に備えるため、当社グループは連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、退職給付費用及び退職給付に係る負債の計上を行っています。退職給付費用及び退職給付債務は、数理計算上で設定される前提条件や年金資産の長期期待運用収益率等に基づいて算出されています。この前提条件には割引率、退職率、死亡率、予想昇給率等が含まれています。

この前提条件の変更等があった場合には、将来期間における退職給付費用及び退職給付債務に影響を及ぼすことがあります。

2) 据付工事等を伴う販売取引の売上高についての検討内容

当社は汎用的な商品の仕入販売だけでなく、産業機器システムや社会インフラ及び情報通信の分野においては、機器の引渡しに加えて、顧客のニーズに対応するために設置工事・現地調整やシステム連携作業などの据付工事等を伴う販売取引も行っています。

据付工事等を伴う販売取引においては、顧客からの受注時に契約内容を検討し、一括で売上計上すべき機器及び据付工事等を識別したうえで、全ての顧客対応が完了した時点で顧客から入手した検収書に基づいて、関連する機器及び据付工事等を一括で売上高に計上しています。

このような販売取引の1件当たりの売上金額は、汎用的な商品の仕入販売よりも高額となる傾向にあり、1億円を超える取引も存在します。連結損益計算書に記載されている売上高635億68百万円のうち、該当する売上高は2割程度を占めています。

据付工事等を伴う販売取引の売上高を適切な時期に計上するには、顧客との契約実態や交渉経緯を網羅的に把握することが必要であり、連結財務諸表に大きな影響を与える可能性がある業務プロセスと位置付け、適切な内部統制を構築し運用しています。

3) 当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

①当連結会計年度の経営成績等

当社グループは中期ビジョン『T-L i n k 1 0 0 0』を掲げ、2022年度連結売上高1,000億を目標とし、基幹ビジネスの更なる拡大と成長分野を中心としたNEWビジネスの創造に取り組んでおります。

このような中、当連結会計年度は、装置システムが5G関連等で増加し、今年度から当社グループに加わった梅沢無線電機株式会社が売上増に寄与したものの、前年にCT・MRI等の医療用診断装置及び特高変電設備等の大口物件があったことに加え、放射線がん治療装置や空調機器が減少しました。

<売上高>

当連結会計年度の売上高は、前年度比14.4%減の635億68百万円となりました。FA・デバイス事業では9.0%減の444億25百万円、社会・情報通信事業は24.8%減の191億42百万円となりました。

<売上原価、販売費及び一般管理費>

当連結会計年度の売上原価は、前年度比16.1%減の537億99百万円となり、売上高に対する比率は1.7ポイント減の84.6%となりました。販売費及び一般管理費は、前年度比0.6%増の76億85百万円となり、売上高に対する比率は1.8ポイント増の12.1%となりました。

<営業利益>

当連結会計年度の営業利益は、前年度比16.8%減の20億82百万円となり、売上高に対する比率は0.1ポイント減の3.3%となりました。FA・デバイス事業では19.1%減の営業利益は、13億88百万円、社会・情報通信事業は11.9%減の営業利益は、6億94百万円となりました。

<営業外損益>

当連結会計年度の営業外収益は、前年度から23百万円増加し、2億26百万円となりました。営業外費用は前年から9百万円減少し、1億14百万円となりました。

<経常利益>

当連結会計年度の経常利益は、前年度比15.1%減の21億95百万円となり、売上高に対する比率は前年から変わらず、3.5%となりました。

<特別損益>

当連結会計年度の特別利益は27百万円（前連結会計年度は39百万円）、特別損失は7百万円（前連結会計年度は57百万円）となりました。

<親会社株主に帰属する当期純利益>

当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は、前年度比17.6%減の13億44百万円となりました。

②経営成績に重要な影響を与える要因

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因は、「2 事業等のリスク」に記載のとおりですが、現状、緊急を要する重要な事業リスクはないものと認識しております。

③資本の財源及び資金の流動性

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、たな卸資産の購入費用のほか、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。投資を目的とした資金需要は、例外的な場合を除いて該当ありません。

当社グループは、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。

短期運転資金は自己資金及び金融機関からの短期借入を基本としており、設備投資や長期運転資金の調達につきましては、通常は該当ありません。

なお、当連結会計年度末における有利子負債の残高は16億95百万円となっております。また、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は86億15百万円となっております。

4 【経営上の重要な契約等】

(1) 当社（株式会社たけびし）の主な代理店契約等

相手先	契約の種類	主要取扱商品	契約期間
三菱電機(株)	販売代理店契約	回転機、配電・制御、駆動制御、コントローラ	2004年12月13日から1年（自動更新）
		レーザー加工機・放電加工機・産業用ロボット	2008年10月1日から1年（自動更新）
		空調機器・温水器	2018年4月1日から1年（自動更新）
		水処理プラント・発電機	1991年11月7日から1年（自動更新）
		受変電設備	1992年10月1日から1年（自動更新）
		エレベータ・エスカレーター	2002年10月1日から1年（自動更新）
		コンピュータ・周辺端末	2006年4月1日から1年（自動更新）
		通信機器	1993年8月1日から1年（自動更新）
		プリンタ・映像システム	2010年4月1日から1年（自動更新）
		パワーデバイス、光・高周波素子	2015年4月1日から1年（自動更新）
オムロン(株)	販売店契約	電子部品	2020年4月1日から1年（契約更新）

（注）契約期間は再契約のものを含めて最新の契約書にもとづく契約期間を表示しております。

(2) (株)フジテレコムズ（連結子会社）の主な代理店契約等

相手先	契約の内容	契約期間
兼松コミュニケーションズ(株)	携帯電話サービス加入に関する業務委託並びに携帯電話端末機及びその関連商品の売買	2006年4月1日から1年（自動更新）
ソフトバンク(株)	携帯電話サービス加入に関する業務委託並びに携帯電話端末機及びその関連商品の売買	2013年5月31日から1年（自動更新）
KDDI(株)	携帯電話サービス加入に関する業務委託並びに携帯電話端末機及びその関連商品の売買	2001年4月1日から1年（自動更新）

(3) 子会社株式の取得

当社は2021年2月24日開催の取締役会において、Le Champ (South East Asia) Pte Ltd の発行済全株式を取得して子会社化することを決議し、2021年6月4日付で株式を取得したことにより子会社化いたしました。

詳細につきましては、「第5 経理の状況 1連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(追加情報)をご参照ください。

5 【研究開発活動】

当連結会計年度における当社グループが支出した研究開発費の総額は7百万円であります。

(1) F A ・デバイス事業

オリジナル製品の開発費用として7百万円を計上いたしました。

(2) 社会・情報通信事業

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

特記事項はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

(2021年3月31日現在)

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
			建物 及び 構築物 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
本社 (京都市右京区)	F A・デバイス事業 社会・情報通信事業	本社ビル等	918	1,391 (7,480)	579	2,890	300 (12)
滋賀支店 (滋賀県彦根市)	F A・デバイス事業	営業用設備	2	247 (1,542)	0	250	23 (3)
栗東支店 (滋賀県栗東市)	F A・デバイス事業	営業用設備	14	72 (827)	0	87	19 (3)
大阪支店 (大阪市北区)	F A・デバイス事業	営業用設備	3	—	—	3	16 (0)
名古屋支店 (名古屋市中村 区)	F A・デバイス事業	営業用設備	2	—	—	2	16 (4)
九州支店 (福岡市博多区)	F A・デバイス事業	—	—	—	—	—	10 (1)
東京支店 (東京都千代田 区)	F A・デバイス事業	—	—	—	—	—	7 (1)
畿北支店 (京都府福知山 市)	F A・デバイス事業	営業用設備	17	86 (637)	0	103	11 (1)
甲府営業所 (山梨県甲府市)	F A・デバイス事業	営業用設備	0	—	—	0	3 (0)

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品並びに賃貸不動産であります。

2. 従業員の()は外数で、平均臨時雇用者数であります。

3. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 国内子会社

(2021年3月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
				建物 及び 構築物 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
(株)フジテレコムズ	本社 (大阪市中央区)	社会・情報通信 事業	営業用設備	146	248 (225)	32	427	109 (34)
(株)TSエンジニアリング	本社 (京都市右京区)	社会・情報通信 事業	営業用設備	0	—	0	0	49 (4)
竹菱興産(株)	本社 (京都市右京区)	FA・デバイス 事業	営業用設備	—	—	2	2	7 (12)
(株)ファーストブレイン	本社 (東京都品川区)	社会・情報通信 事業	営業用設備	—	—	1	1	7
梅沢無線電機(株)	本社 (東京都千代田区)	FA・デバイス 事業	営業用設備	3	92 (133)	3	99	33 (1)

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品並びに車両運搬具であります。
2. 従業員の()は外数で、平均臨時雇用者数であります。
3. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 在外子会社

(2021年3月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
				建物 及び 構築物 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
竹菱香港有限公司	中華人民共和国 (香港)	FA・デバイス 事業	—	—	—	—	—	10 (0)
竹菱(上海)電子貿易有限公司	中華人民共和国 (上海)	FA・デバイス 事業	営業用設備	—	—	1	1	12 (0)
TAKEBISHI (THAILAND) CO., LTD.	タイ (バンコク)	FA・デバイス 事業	営業用設備	0	—	1	1	8 (0)
TAKEBISHI EUROPE B. V.	オランダ (アムステルダム)	FA・デバイス 事業	営業用設備	—	—	1	1	3 (0)

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品であります。
2. 従業員の()は外数で、平均臨時雇用者数であります。
3. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	28,280,000
計	28,280,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2021年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2021年6月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	14,798,600	14,798,600	㈱東京証券取引所 市場第一部	単元株式数100株
計	14,798,600	14,798,600	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2006年11月28日 (注)	86,600	14,798,600	27	2,554	27	3,056

(注) 第三者割当増資(オーバーアロットメント)による増加であります。

発行価額636.5円 発行価格675円 資本組入額319円

(5) 【所有者別状況】

2021年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	1	27	23	125	36	7	15,570	15,789	—
所有株式数（単元）	1,069	37,126	1,497	46,717	1,137	7	60,391	147,944	4,200
所有株式数の割合（%）	0.72	25.10	1.01	31.58	0.77	0.00	40.82	100	—

- (注) 1. 自己株式83,935株は、「個人その他」に839単元及び「単元未満株式の状況」に35株を含めてそれぞれ記載しております。
2. 上記「その他の法人」には、証券保管振替機構名義の株式が10単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
三菱電機株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7-3	2,340	15.90
株式会社立花エレテック	大阪市西区西本町1丁目13-25	1,059	7.20
株式会社サンセイテクノス	大阪市淀川区西三国1丁目1-1	763	5.19
たけびし従業員持株会	京都市右京区西京極豆田町29	713	4.85
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	562	3.82
矢野 チズ子	京都市西京区	438	2.98
株式会社京都銀行 （常任代理人 株式会社日本カ ストディ銀行）	京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700 （東京都中央区晴海1丁目8-12）	428	2.91
三菱UFJ信託銀行株式会社 （常任代理人 日本マスター トラスト信託銀行株式会社）	東京都千代田区丸の内1丁目4-5 （東京都港区浜松町2丁目11-3）	326	2.22
京都中央信用金庫	京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町91	253	1.72
株式会社滋賀銀行 （常任代理人 株式会社日本カ ストディ銀行）	滋賀県大津市浜町1-38 （東京都中央区晴海1丁目8-12）	237	1.61
計	—	7,122	48.41

- (注) 上記株式会社立花エレテックの所有株式数には、株式会社立花エレテックが退職給付信託の信託財産として拠出している当社株式600千株（自己株式を除く発行済株式総数に対する所有株式数の割合4.08%）を含んでおります。
- 当該株式（株主名簿上の名義は「日本マスタートラスト信託銀行株式会社退職給付信託口・株式会社立花エレテック口」）の議決権は信託契約上、株式会社立花エレテックが留保しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 83,900	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式 (その他)	普通株式 14,710,500	147,105	同上
単元未満株式	普通株式 4,200	—	—
発行済株式総数	14,798,600	—	—
総株主の議決権	—	147,105	—

(注) 1. 「完全議決権株式 (自己株式等)」欄は、全て当社所有の自己株式であります。

2. 「完全議決権株式 (その他)」欄には証券保管振替機構名義の株式が1,000株含まれております。

なお「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数10個が含まれております。

② 【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社たけびし	京都市右京区西京極豆田町29番地	83,900	—	83,900	0.57
計	—	83,900	—	83,900	0.57

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	30	42,090
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び買増しによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	83,935	—	83,935	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び買増しによる株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主様に対する利益還元を経営上の最重要課題のひとつと認識し、安定的な配当を基本としつつ、業績及び財務状況等を総合的に勘案して利益還元を行う方針であります。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、取締役会であります。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株当たり19円00銭といたしました。既に実施済みの中間配当金19円00銭とあわせ、年間配当金は1株当たり38円00銭となります。

また、内部留保資金につきましては、企業体質の充実と将来の業容拡大に備えるものであります。

なお、第132期の中間配当についての取締役会決議は、2020年10月30日に行っております。

(注) 当社は、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの配当額 (円)
2020年10月30日 取締役会	279	19.00
2021年4月28日 取締役会	279	19.00

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

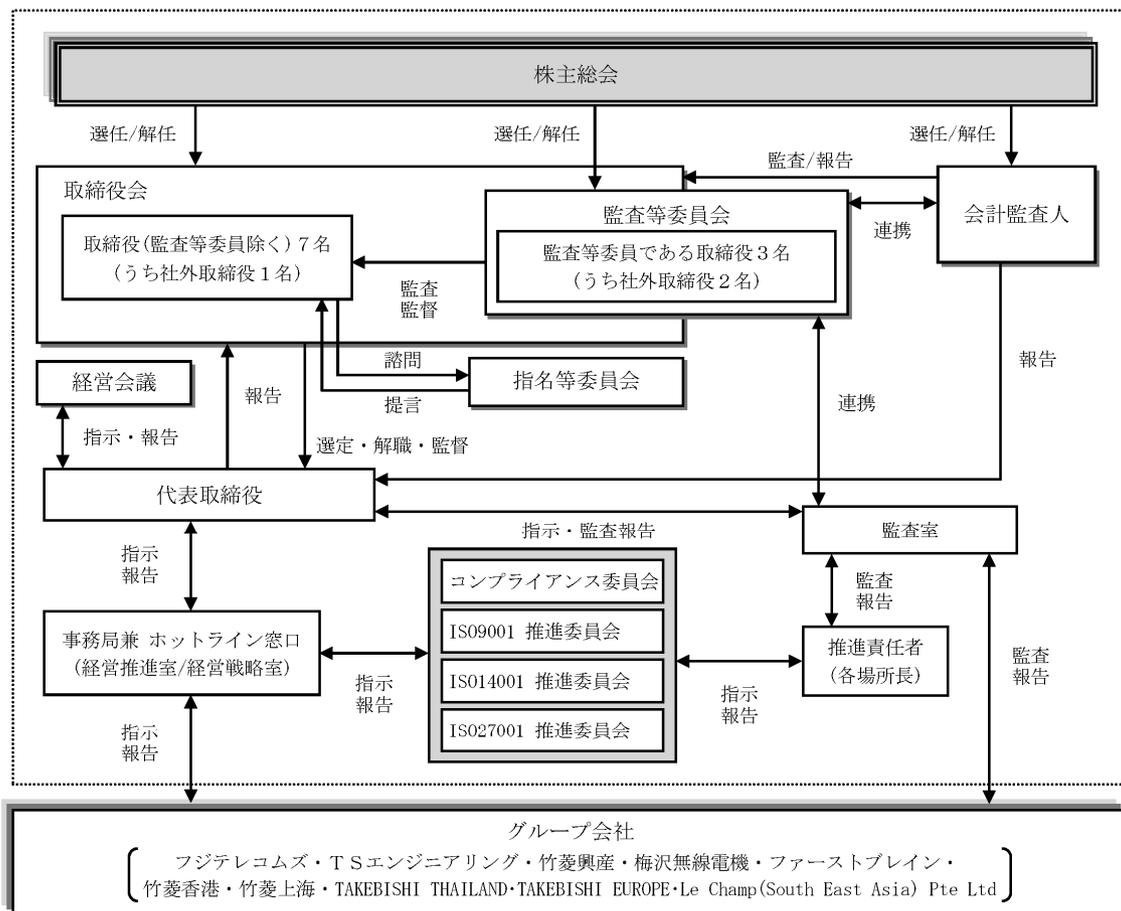
当社は、企業を取り巻く環境の変化に迅速且つ的確に対応するとともに、事業構造の転換とグローバル化を視野に入れ、経営の透明度を高め、効率性・健全性を追求したコーポレート・ガバナンスの確立を重要な経営課題の一つと認識し、積極的に取り組んでおります。

②企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a. 企業統治の体制の概要

- ・当社は、取締役会の監督機能の強化とコーポレートガバナンスの一層の充実を図るとともに、経営の迅速な意思決定と透明性を確保することにより、当社の更なる企業価値の向上を図るため、2017年6月28日開催の第128期定時株主総会の決議を経て、監査等委員会設置会社に移行しました。
- ・当社の監査等委員会は常勤社内取締役1名、非常勤社外取締役2名の監査等委員である取締役で構成され、原則として月1回開催し、独立した立場から取締役の職務執行の監査、監督を実施いたします。
- ・当社の監査等委員は取締役会などの重要会議に出席するなど、法令等に定められた監査を実施し、取締役の職務執行を監査する体制となっております。
- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は1年となっており、事業年度毎の経営責任のさらなる明確化が図られています。監査等委員である取締役の任期は2年となっております。また、取締役会を原則として月1回開催し、意思決定の迅速化、機動的経営の実行を図るべく、重要事項の決定を行っております。
- ・当社は役員人事の決定プロセスにおける客観性・透明性・適時性をより高める機能を持たせるため、指名等委員会を設置しております。その主な役割は役員選任基準・方針の策定、役員及び社長候補者の審議を行い、取締役会への提言を実施することです。3名以上の取締役で構成され、委員の過半数は独立社外取締役です。委員長は独立社外取締役から委員会の決議により定めます。公平な評価に基づく密度の高い議論を行い、取締役会へ積極的な提言を実施することで、コーポレートガバナンスの向上に貢献する役割を担っております。

【 たけびしグループ コーポレートガバナンス体制図 】



b. 当該企業統治の体制を採用する理由

上記 a. 及び下記③a. の取り組みの結果、客観的な立場から経営を監視する体制が機能していると判断して、現状の体制を採用しております。

③企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

現在の内部統制システムに関する基本方針は、以下のとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社グループは事業活動における法令・企業倫理・社内規則等を遵守し、併せて企業不祥事の撲滅を目指すため、当社グループ全体でコンプライアンス体制を構築しております。
また、併せて内部通報制度（ホットライン）を設け、公益通報者保護法への対応と企業不祥事の未然防止に取り組んでおります。さらに、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断し、これらの勢力から不当な要求を受けた場合には、必要に応じて警察等の外部専門機関と連携し、組織全体として毅然とした態度で対応いたします。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は文書管理規程に基づき、文書事務の組織的かつ効率的な運営を図っております。
また、取締役は取締役会議事録、株主総会議事録、稟議書など取締役の職務の執行に係る重要文書を、文書管理規程の定めるところに従い、適切に保存し、かつ管理しております。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社のリスク管理体制は、高度情報化・グローバル化の進展に伴うリスクの多様化に備えて、内部監査専任部署である監査室に加え、管理部門を経営戦略室と経営推進室に組織設定し、危機管理に関する情報提供・啓発活動を当社グループ全体で行うことにより、危機管理体制の充実と強化を図り、内部通報規程やコンプライアンス規程など諸規程の整備を行っております。
また、重要な法務問題については、必要により顧問弁護士と連携し対応しております。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任では、その任期は1年となっており、事業年度毎の経営責任の更なる明確化が図られております。また、取締役会を原則として月1回開催し、意思決定の迅速化、機動的経営の実行を図るべく、重要事項の決定を行っております。なお、当社グループ全体の事業年度計画を策定するとともに、経営会議等を定期的に開催して重要事項の審議・意思決定を行い、効率的な業務執行が行われるように努めております。
5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
1項に記載の通り、関係子会社についても、当社グループ全体でコンプライアンス体制を構築し、その徹底を図っております。また、関係子会社の業務の適正を判断するため、「関係会社管理規程」を定めており、一般的な管理方針及び諸手続、指導、育成、協力を促進して、企業グループとしてその健全な発展と経営効率の向上を図り、適正な業務の運営を維持します。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項並びにその使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会の職務を補助する監査等委員会事務局を設置し、事務局所属の使用人を配置します。その使用人が監査等委員会の指示に従って監査業務の補助を行います。
なお、その使用人が監査業務の補助を行う場合は、指揮・命令・監督権は監査等委員会に移譲されたものとし、他の取締役からの独立性を確保いたします。
7. 当社グループの役員及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社グループの役員及び使用人は、法令、定款及び社内規程、その他重大な倫理に違反したと認められる行為を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告します。
また、内部通報制度を設けコンプライアンス責任者が重大と判断した場合は、監査等委員会に報告します。
なお、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底しております。
8. 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員は、取締役会や経営会議などの重要な会議に出席するとともに、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの職務執行状況の報告聴取、現業部門等への往査、関係会社への訪問調査など厳正に監査を実施いたします。また、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催いたします。

9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は監査等委員がその職務の執行について費用の前払い等を請求したときは、その適正の是非について経営推進室において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないとして認められた場合を除き、円滑に当該費用または債務を処理いたします。
なお、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設けることにしております。
10. 財務報告の適正性を確保するための体制
当社は、「企業倫理の遵守と社会への貢献」の行動基準の下、子会社を含めグループ一丸となって、財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係わる内部統制の体制整備と強化を図っております。
- b. その他の事項
- ・当社は、環境マネジメントの国際規格「ISO14001」の認証を、2001年8月に全事業所で一斉取得し、また、2017年6月に2015年版への更新を完了しております。また、製品（商品）の品質保証と顧客満足度の向上を目的に、品質マネジメントシステムの国際規格「ISO9001(2000年版)」の認証を2003年9月に全社一斉取得し、また、2017年6月に2015年版への更新を完了しております。
 - ・当社は、お客様と社会の信頼・要望に応えるため、情報資産の安全かつ適正な管理・運用を実施することが重要と考え、内部に「情報セキュリティマネジメントシステム事務局」を設置し、情報資産保護及びセキュリティ強化に継続的に取り組んでおります。
また、本社の当該部署（システムソリューション開発部、フィールドエンジニアリング部、品質保証部、グローバルビジネス推進部、企画部、事業推進部、経理部、情報システム部、総務部）においては、2012年1月に情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格「ISO27001」(ISMS)を取得しております。
さらに、顧客情報等の個人情報については「個人情報保護方針」を作成し、個人情報保護法に基づいた、保管・安全管理の徹底などの個人情報保護にも継続的に取り組んでおります。
- c. 任意の委員会の名称・目的及び構成員
- ・コンプライアンス委員会 目的：コンプライアンス体制の構築・運用
構成員：管理責任者 総務部長（白波瀬和幸）及び委員会メンバー約18名
 - ・ISO9001推進委員会 目的：品質マネジメントシステムの運用（品質・顧客満足度向上）
構成員：管理責任者 事業推進部長（大住英二）及び委員会メンバー約30名
 - ・ISO14001推進委員会 目的：環境マネジメントシステムの運用（環境問題への取組み）
構成員：管理責任者 総務部長（白波瀬和幸）及び委員会メンバー約40名
 - ・ISO27001推進委員会 目的：情報セキュリティマネジメントシステムの運用（情報資産の安全かつ適正な管理・運用の実施）
構成員：管理責任者 情報システム部長（小野高志）、総務部長（白波瀬和幸）及び委員会メンバー約10名
- d. 剰余金の配当等の決定機関
当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。
- e. 取締役の定数
当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は15名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨、定款に定めております。
- f. 取締役の選任決議要件
当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらない旨、定款に定めております。
- g. 自己株式取得の決定機関
当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨、定款に定めております。これは機動的な資本政策の遂行を目的とするものであります。

h. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。これは、株主総会の円滑な運営を目的とするものであります。

i. 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の定める限度額の範囲内で免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。

j. 責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円または会社法第425条第1項で定める最低責任限度額とのいずれか高い額であります。これは、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）として、広く適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性 10名 女性 一名 （役員のうち女性の比率-%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役社長 執行役員社長	小倉 勇	1959年7月11日生	1982年4月 当社入社 2005年4月 滋賀支店副支店長 2005年10月 名古屋支店長 2011年4月 経営戦略室副室長 2011年10月 経営戦略室副室長兼企画部長 2012年6月 取締役執行役員経営戦略室長兼企画部長 兼竹菱香港有限公司董事長兼竹菱 (上海)電子貿易有限公司董事長 2014年4月 取締役執行役員経営戦略室長 2016年6月 取締役常務執行役員経営戦略室長 2017年6月 代表取締役社長執行役員社長(現任)	(注) 2	32
取締役 専務執行役員 社会・情通システム本部長	橋本 之博	1958年6月13日生	1981年4月 当社入社 2005年2月 産業機器部長 2007年7月 F Aシステム部長 2011年4月 機電システム本部副本部長兼業務部長 2012年4月 社会・情通システム本部副本部長 2012年6月 取締役執行役員社会・情通システム本部長 2015年6月 取締役常務執行役員社会・情通システム本部長 2017年6月 取締役専務執行役員社会・情通システム本部長兼機電システム本部管掌 TAKEBISHI (THAILAND) CO., LTD. President 2018年6月 取締役専務執行役員社会・情通システム本部長 TAKEBISHI (THAILAND) CO., LTD. President 2021年6月 取締役専務執行役員社会・情通システム本部長(現任)	(注) 2	18

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 上席常務執行役員 経営戦略室長	亀井 孝	1958年9月11日生	1981年4月 三菱電機株式会社入社 2005年4月 同社F A海外計画部長 2009年4月 同社産業メカトロニクス部長 2012年4月 当社機電システム本部副本部長 2012年6月 当社取締役執行役員機電システム本部長 2014年2月 当社取締役執行役員機電システム本部長兼TAKEBISHI (THAILAND) CO., LTD. President 2014年4月 当社取締役執行役員機電システム本部長兼TAKEBISHI (THAILAND) CO., LTD. President兼竹菱香港有限公司董事長兼竹菱 (上海) 電子貿易有限公司董事長 2015年6月 当社取締役常務執行役員機電システム本部長兼TAKEBISHI (THAILAND) CO., LTD. President兼竹菱香港有限公司董事長兼竹菱 (上海) 電子貿易有限公司董事長 2017年6月 当社取締役上席常務執行役員経営戦略室長 (現任)	(注) 2	33
取締役 常務執行役員 経営推進室長	坂口 和彦	1962年3月31日生	1984年4月 当社入社 2007年7月 企画部長 2011年10月 総務部長 2013年10月 経営推進室副室長兼総務部長 2017年6月 取締役執行役員経営推進室長 2020年6月 取締役常務執行役員経営推進室長 (現任)	(注) 2	22
取締役 常務執行役員 技術本部長	岡垣 浩志	1960年11月6日生	1983年4月 当社入社 2006年7月 技術部長 2011年4月 F Aシステム部長 2016年4月 技術本部副本部長 2017年6月 執行役員技術本部長 2018年6月 取締役執行役員技術本部長 2021年6月 取締役常務執行役員技術本部長 (現任)	(注) 2	17
取締役 相談役	岩田 武久	1945年1月27日生	1969年4月 三菱電機株式会社入社 1999年4月 同社役員理事関係会社事業推進本部長 2003年4月 当社社長付 2003年6月 当社代表取締役社長 2006年6月 当社代表取締役社長執行役員社長 2012年6月 当社取締役会長 2017年6月 当社取締役相談役 (現任)	(注) 2	40
社外取締役	黒澤 豊司	1967年6月25日生	1990年4月 三菱電機株式会社入社 2015年4月 同社神奈川支社F Aシステム部長 2017年4月 同社本社機器営業第二部長 2020年4月 同社関西支社副支社長兼機器第一部長 (現任) 2020年6月 当社社外取締役 (現任) 萬世電機株式会社社外取締役 (現任)	(注) 2	—
取締役 (常勤監査等委員)	大西 康治	1962年11月20日生	1986年4月 当社入社 2008年7月 電子デバイス本部業務部長 2013年7月 社会・情通システム本部業務部長 2017年4月 社会・情通システム本部副本部長兼業務部長 2019年4月 監査室長 2021年6月 取締役 (常勤監査等委員) (現任)	(注) 3	5

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
社外取締役 (監査等委員)	河本 茂行	1967年6月24日生	1998年4月 東京弁護士会登録 2009年10月 株式会社企業再生支援機構(現株式会社地域経済活性化支援機構) 常務取締役 2013年1月 京都弁護士会登録 2013年1月 烏丸法律事務所パートナー弁護士(現任) 2015年10月 Fringe81株式会社社外監査役(現任) 2019年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 2021年6月 曙プレーキ工業株式会社社外取締役(監査等委員)(現任)	(注) 3	1
社外取締役 (監査等委員)	山田 善紀	1973年3月23日生	2002年4月 公認会計士登録 2006年4月 税理士法人川嶋総合会計入社 2006年6月 税理士登録 2011年7月 税理士法人川嶋総合会計代表社員(現任) 2015年6月 株式会社フジックス社外取締役 2016年11月 株式会社トーセ社外監査役 2017年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 2019年6月 株式会社フジックス社外取締役(監査等委員)(現任) 2020年11月 株式会社トーセ社外取締役(監査等委員)(現任)	(注) 3	1
計					173

- (注) 1. 黒澤豊司氏、河本茂行氏及び山田善紀氏は、社外取締役であります。
2. 2021年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から1年間であります。
3. 2021年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から2年間であります。
4. 上記所有株式数には、役員持株会における各自の持分を含めた実質所有株式数を記載しております。なお、提出日(2021年6月28日)現在における持株会の取得株式数を確認することができないため、2021年3月末現在の実質株式数を記載しております。
5. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠の監査等委員である取締役2名を選任しております。補欠の監査等委員である取締役の略歴は以下のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
稲荷 賢	1954年8月5日生	1979年4月 当社入社 2005年4月 新和工業株式会社(現株式会社TSエンジニアリング) 出向 常務取締役 2010年4月 株式会社TSエンジニアリング出向 取締役 2011年4月 当社社会・情通システム本部業務部長 2013年6月 当社常勤監査役 2017年6月 当社顧問 2019年6月 当社退職	14
益川 教雄	1949年1月2日生	1980年3月 最高裁判所司法研修所修了 1980年4月 弁護士登録(日本弁護士連合会) 1983年4月 益川法律事務所(現益川総合法律事務所) 開設(現任)	—
計			14

- ① 益川教雄氏は、社外取締役の要件を満たしております。
- ② 補欠の監査等委員である取締役の任期は、就任した時から退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までであります。
- ③ 上記益川教雄氏は、当社との間で顧問弁護士契約を締結しております。
6. 当社は、経営における意思決定の迅速且つ機動的な実行のため、取締役会の活性化と経営の効率化を図ることを目的に、執行役員制度を2006年6月29日より導入し、経営をつかさどる取締役が執行役員を兼務するとともに、業務執行をつかさどる執行役員を任命しております。
- 執行役員11名の内、取締役を兼務していない執行役員は、以下の6名であります。

役職名	氏名
常務執行役員滋賀支店長	竹中 秀夫
執行役員電子デバイス本部長	吉村 光史
執行役員機電システム本部長	大井 武
執行役員オムロン統括部長兼販売推進部長	岩手 義典
執行役員名古屋支店長	滝本 晃久
執行役員Le Champ (South East Asia) Pte Ltd Managing Director	田村 裕明

② 社外役員の状況

- 当社の社外取締役は3名（うち監査等委員である取締役2名）であります。社外取締役の黒澤豊司氏は当社の大株主であり主要な仕入先・販売先である三菱電機株式会社の従業員であります。また、同氏は萬世電機株式会社の社外取締役を兼任しており、当社は同社と製品の仕入及び販売の取引関係があります。同氏は三菱電機株式会社における豊富な経験と高い専門性に基づき、当社コーポレートガバナンスの観点から助言を行い、中立で客観的な立場に基づく経営監視が期待できるものと考えております。監査等委員である社外取締役の河本茂行氏は、烏丸法律事務所のパートナー弁護士であります。また、同氏はFringe81株式会社の社外監査役及び曙ブレーキ工業株式会社の社外取締役（監査等委員）を兼任しております。当社は同氏がパートナー弁護士を務める烏丸法律事務所並びに同氏が社外監査役及び社外取締役（監査等委員）を兼任している両社との間には人的関係または取引関係等の利害関係はなく、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たし、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断しております。同氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する高い見識と豊富な経験を有しているとともに、他社の社外取締役及び社外監査役としての経営管理に関する豊富な経験を有しております。

また、監査等委員である社外取締役の山田善紀氏は、税理士法人川嶋総合会計の代表社員であります。また、同氏は株式会社フジックスの社外取締役（監査等委員）及び株式会社トーセの社外取締役（監査等委員）を兼任しております。当社は同氏が代表社員を務める税理士法人川嶋総合会計並びに同氏が社外取締役（監査等委員）を兼任している両社との間には人的関係または取引関係等の利害関係はなく、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たし、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断しております。同氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する高い見識と豊富な経験を有しているとともに、他社の社外取締役及び社外監査役としての経営管理に関する豊富な経験を有しております。

- 当社は社外役員（社外取締役）の独立性基準を以下のとおり定め、次の項目のいずれにも該当しない場合、当該社外役員は当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断する。

- 当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」という。）の業務執行者（注1）または過去10年間（ただし、過去10年間のいずれかにおいて当社グループの非業務執行取締役、監査役であったことのある者）にあっては、それらの役職への就任前10年間に於いて当社グループの業務執行者であった者
- 当社グループを主要な取引先とする者（注2）またはその業務執行者
- 当社グループの主要な取引先（注3）またはその業務執行者
- 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注4）を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
- 当社グループから一定額を超える寄附または助成（注5）を受けている者（当該寄附または助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の業務執行者）
- 当社グループが借入れを行っている主要な金融機関（注6）またはその親会社もしくは子会社の業務執行者
- 当社グループの主要株主（注7）または当該主要株主が法人である場合には当該法人の業務執行者
- 当社グループが主要株主である会社の業務執行者
- 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社またはその親会社もしくは子会社の業務執行者
- 過去3年間に於いて上記2. から9. に該当していた者
- 上記1. から10. に該当する者（重要な地位にある者（注8）に限る）の近親者等（注9）

注1：業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず、使用人を含む。監査役は含まれない。

注2：当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループに対して製品またはサービスを提供している

取引先グループ（直接の取引先、その親会社及び子会社並びに当該親会社の子会社から成る企業集団をいう。以下同じ）であって、直近事業年度における取引額が、当該グループの年間連結売上高の2%を超える者

注3：当社グループの主要な取引先とは、当社グループが製品またはサービスを提供している取引先グループであって、直近事業年度における取引額が、当社グループの年間連結売上高の2%を超える者

注4：多額の金銭その他の財産とは、直近事業年度における、役員報酬以外の年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の直近事業年度における総収入額の2%を超える金銭その他の財産上の利益をいう）。

注5：一定額を超える寄附または助成とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円またはその者の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い方の額を超える寄附または助成をいう。

注6：主要な金融機関とは、直前事業年度末における全借入額が当社の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。

注7：主要株主とは、議決権保有割合10%以上（直接保有、間接保有の双方を含む）の株主をいう。

注8：重要な地位にある者とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人並びに監査法人または会計事務所に所属する者のうち公認会計士、法律事務所に所属する者のうち弁護士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうち評議員、理事及び監事等の役員、その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう。

注9：近親者等とは、配偶者近親者等とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。

③ 社外取締役による監督・監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役である監査等委員（2名）は、取締役の常勤監査等委員と密に連携し、取締役会へ出席するとともに、取締役の職務執行、関係会社への訪問調査など厳正に監査を行い、代表取締役社長及び関係取締役とも経営及び事業方針の確認、監査上の重要課題について意見交換を行っています。

監査室との連携においては、その監査報告に基づき、各種情報を共有し、必要に応じ現業部門等への往査、また適宜適切な意見を申述しております。

会計監査人並びに当社の内部統制部門である経営推進室とは、定期的な意見交換会を開催し、積極的にディスカッションを行うなど緊密な連携を保っております。

（3）【監査の状況】

① 監査等委員監査の状況

監査等委員である取締役（3名）は、監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、当社の内部統制部門と連携の上、取締役会などの重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等との情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。加えて、会計監査人については、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

詳細には、当事業年度において委員会を14回開催し、監査等委員である取締役3名は、全てに出席いたしました。主要な監査、検討項目として、中期ビジョン取組み進捗や新収益認識基準への対応状況並びに装置システムビジネスの管理体制等を挙げ、社外監査等委員も同席した取締役等（子会社幹部を含む）のヒアリングを11回実施し、加えて、常勤監査等委員は単独での情報交換並びに内部監査部門の業務監査に同席したヒアリング等を実施しました。

なお、常勤の監査等委員である取締役の大西康治氏は、当社入社以来、長年にわたり業務部門に携わり、その豊富な業務経験と監査室長としての業務監査に係る知識を有しております。また、社外の監査等委員である取締役の河本茂行氏は弁護士の資格を、山田善紀氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、両氏とも他社の社外取締役や社外監査役としての豊富な経験と、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 内部監査の状況

当社に於ける内部監査は、社長直轄の監査室（2名）を設置し、内部監査計画書に基づき、業務執行から独立した立場で各部門及び子会社において、法令・諸規程等の遵守、業務の適正化について定期的監査を実施し、内部統制強化を図っております。

監査室は、監査等委員である取締役、当社の内部統制部門である経営推進室並びに監査法人と定期的に情報交換・報告会を持ち、積極的にディスカッションを行うなど緊密な連携を保っております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b. 継続監査期間

27年間

業務執行社員のローテーションに関しては適切に実施されており、原則として連続して7会計期間を超えて監査業務に関与していません。

c. 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 尾仲 伸之

指定有限責任社員 業務執行社員 野出 唯知

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 7名、その他 9名

e. 会計監査人の選定方針と理由

会計監査人（監査法人）の選定についての方針は、監査体制及び独立性並びに専門性、その職務遂行状況、関係部門とのコミュニケーションなどが適切であるかを評価・確認のうえ、監査等委員会にて決議することとしています。併せて、任期は1年、再任は妨げないとしています。

監査等委員会は、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

具体的には、会計監査人による自己評価の確認および監査チーム責任者、現場責任者及び補助者等からのヒアリング、併せて業務執行部門（経理部・監査室等）の会計監査人评价の確認および業務執行部門の責任者、担当者等からのヒアリングを実施し、評価・確認を行いました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

当社は、以上のように、選定方針に基づいた監視及び検証を行い、その結果として有限責任監査法人トーマツを選定いたしました。

f. 監査等委員会による会計監査人の評価

監査等委員会は、監査法人に対して毎年、会計監査人監査の方法及び結果について監査及び評価を実施しております。直近では、2021年4月28日に評価を実施し、相当であるとの評価結果を表明しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	28	2	34	9
連結子会社	—	—	—	—
計	28	2	34	9

当社における非監査業務の内容は、国際業務に関する顧問契約、内部統制構築支援及び新収益認識基準の指導・助言契約であります。

また、連結子会社における非監査業務につきましては、該当事項はありません。

- b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（Deloitte Touche Tohmatsu）に属する組織に対する報酬（a. を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	—	—	—	141
連結子会社	—	—	—	—
計	—	—	—	141

当社における非監査業務の内容は、買収案件に係るアドバイザー業務報酬等であり、また、連結子会社における非監査業務につきましては、該当事項はありません。

- c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

（前連結会計年度）

該当事項はありません。

（当連結会計年度）

該当事項はありません。

- d. 監査報酬の決定方針

会計監査人に対する報酬の額の決定に関する方針は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める旨を定款に定めております。

- e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査等委員会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、同法等に基づき取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手や報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務遂行状況の相当性、報酬見積の算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したためです。

（4）【役員の報酬等】

- ① 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に関する事項

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、2021年2月24日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名等委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名等委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び業績連動報酬により構成し、監督機能を担う非常勤取締役（監査等委員である取締役を除く）および社外取締役については、その職務に鑑み、原則基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の基本報酬は、月額固定報酬とし、取締役の役位、その職務内容及び業績・評価等を考慮しながら、予め定めた範囲で総合的に勘案して決定するものとする。

3. 業績連動報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の

決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等は、企業価値の向上が株主との共通の目的であることから各事業年度の業績指標を反映した現金報酬とし、当期純利益を基本とした数値より予め定めた算定式に従って段階的に変動する仕組みとし、その算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。

4. 取締役の個人別の基本報酬、業績連動報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、2項の基本報酬に加え、3項で算出した業績連動報酬を加えたものであり、株主と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために、最も適切な支給割合となることを方針とするが、個人別にはその役位・職務内容・担当事業の業績に加え、中長期的な活動状況を踏まえた上で個別評価し、決定するものとする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬等については、上記項目に基づき担当取締役が厳正に算出し、代表取締役社長が個別評価を行ったうえで指名等委員会に諮問し、決定することとする。

また、当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2017年6月28日であり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額を年額400百万円以内に、監査等委員である取締役の報酬総額を年額40百万円以内に、それぞれ決議いたしました。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、8名（うち、社外取締役1名）、監査等委員である取締役の員数は、3名です。

なお、当社は、役員退職慰労金制度を2015年6月26日開催の定時株主総会終結の時をもって廃止いたしました。これに伴い、引き続き在任する取締役については、当該定時株主総会終結の時までの在任期間に対する退職慰労金を打ち切り支給することとし、退任時に支払う予定です。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役（監査等委員及び 社外取締役を除く）	311	155	155	—	9
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く）	18	18	—	—	1
社外役員	10	10	—	—	2

(注) 1. 上記には、2020年6月25日開催の第131期定時株主総会終結の時をもって退任した
取締役1名を含んでおります。

2. 上記の支給人員には無報酬の取締役2名（うち社外取締役2名）を含んでおりません。

③ 役員ごとの連結報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

①投資株式の区分の基準及び考え方

当社は保有目的が純投資目的である株式は原則として保有せず、純投資に関しては債券や投資信託を中心としております。

保有目的が純投資目的以外の理由の株式については上場・非上場を問わず、事業戦略上の重要性、取引先との事業上の関係等を総合的に踏まえた上で保有しております。

②保有目的が純投資以外の目的である投資株式

- a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容
当社は事業戦略上の重要性、取引先との事業上の関係等を総合的に踏まえた上で政策保有株式を保有する方針であります。

なお、保有の合理性や個別銘柄の保有の適否等については取締役会にて定期的に検証を実施しております。

同検証の結果、保有に見合う便益が得られないと判断される銘柄については適時売却を行うなど、政策保有株式の縮減に向けた検討を進めております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	9	111
非上場株式以外の株式	30	5,850

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	12	19	取引先持株会加入銘柄に関する持分数増加 取引関係の維持・強化による追加株式取得

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	3	66

- c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数 (株)	株式数 (株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
日本電産(株)	118,376	118,376	保有目的は取引関係の維持及び強化で す。定量的な保有効果の記載については 守秘義務等の観点から困難であります が、保有の合理性については事業戦略上 の重要性や事業上の関係等を踏まえて十 分に検証を実施しております	無
	1,590	663		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数 (株)	株式数 (株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
日本新薬(株)	156,000	156,000	保有目的は取引関係の維持及び強化です。定量的な保有効果の記載については守秘義務等の観点から困難であります。保有の合理性については事業戦略上の重要性や事業上の関係等を踏まえて十分に検証を実施しております	有
	1,283	1,322		
(株)立花エレテック	459,740	459,740	保有目的及び定量的な保有効果につきましては、上記の通りです	有
	742	665		
(株)中央倉庫	379,000	379,000	保有目的及び定量的な保有効果につきましては、上記の通りです	有
	428	456		
(株)松風	172,500	172,500	保有目的及び定量的な保有効果につきましては、上記の通りです	有
	342	303		
三菱電機(株)	186,250	186,250	保有目的及び定量的な保有効果につきましては、上記の通りです	有
	314	248		
(株)島津製作所	73,808	72,888	保有目的及び定量的な保有効果につきましては、上記の通りです。株式数が増加した理由は、同社の取引先持株会に加入していることに伴う持分数増加のためです	無
	295	207		
(株)SCREEN ホールディングス	22,548	22,548	保有目的及び定量的な保有効果につきましては、上記の通りです	有
	219	90		
オムロン(株)	20,000	20,000	保有目的及び定量的な保有効果につきましては、上記の通りです	無
	172	112		
(株)京都銀行	12,400	12,400	保有目的及び定量的な保有効果につきましては、上記の通りです	有
	84	42		
キャノンマーケティング ジャパン(株)	19,608	18,694	保有目的及び定量的な保有効果につきましては、上記の通りです。株式数が増加した理由は、同社の取引先持株会に加入していることに伴う持分数増加のためです	無
	48	40		
三菱重工業(株)	12,501	11,766	保有目的及び定量的な保有効果につきましては、上記の通りです。株式数が増加した理由は、同社の取引先持株会に加入していることに伴う持分数増加のためです	無
	43	32		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数 (株)	株式数 (株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
TOWA(株)	14,784	14,784	保有目的は取引関係の維持及び強化です。定量的な保有効果の記載については守秘義務等の観点から困難であります が、保有の合理性については事業戦略上の重要性や事業上の関係等を踏まえて十分に検証を実施しております	有
	31	11		
野崎印刷紙業(株)	201,126	189,954	保有目的及び定量的な保有効果につきましては、上記の通りです。株式数が増加した理由は、同社の取引先持株会に加入していることに伴う持分数増加のためです	無
	28	21		
三菱自動車工業(株)	89,519	75,269	保有目的及び定量的な保有効果につきましては、上記の通りです。株式数が増加した理由は、同社の取引先持株会に加入していることに伴う持分数増加のためです	無
	28	23		
日本電気硝子(株)	10,696	9,035	保有目的及び定量的な保有効果につきましては、上記の通りです。株式数が増加した理由は、同社の取引先持株会に加入していることに伴う持分数増加のためです	無
	27	13		
京都機械工具(株)	12,400	12,400	保有目的及び定量的な保有効果につきましては、上記の通りです	有
	23	21		
大東建託(株)	1,700	1,730	保有目的及び定量的な保有効果につきましては、上記の通りです。株式数が減少した理由は、同社の取引先持株会退会による単元未満株の売却によるものです	無
	21	17		
(株)滋賀銀行	9,050	9,050	保有目的及び定量的な保有効果につきましては、上記の通りです	有
	21	23		
住友電気工業(株)	12,138	11,746	保有目的及び定量的な保有効果につきましては、上記の通りです。株式数が増加した理由は、同社の取引先持株会に加入していることに伴う持分数増加のためです	無
	20	13		
(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	32,460	32,460	保有目的及び定量的な保有効果につきましては、上記の通りです	無
	19	13		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
ローム(株)	1,284	1,122	保有目的は取引関係の維持及び強化です。定量的な保有効果の記載については守秘義務等の観点から困難であります。保有の合理性については事業戦略上の重要性や事業上の関係等を踏まえて十分に検証を実施しております。株式数が増加した理由は、同社の取引先持株会に加入していることに伴う持分数増加のためです	無
	13	6		
日新電機(株)	11,000	11,000	保有目的及び定量的な保有効果につきましては、上記の通りです	無
	13	10		
(株)瑞光	12,800	3,200	保有目的及び定量的な保有効果につきましては、上記の通りです。株式数が増加した理由は、株式分割によるためです	無
	13	12		
日東精工(株)	18,564	17,060	保有目的及び定量的な保有効果につきましては、上記の通りです。株式数が増加した理由は、同社の取引先持株会に加入していることに伴う持分数増加のためです	無
	10	8		
指月電機製作所(株)	13,696	12,490	保有目的及び定量的な保有効果につきましては、上記の通りです。株式数が増加した理由は、同社の取引先持株会に加入していることに伴う持分数増加のためです	無
	8	5		
菱電商事(株)	805	805	保有目的及び定量的な保有効果につきましては、上記の通りです	無
	1	1		
西菱電機(株)	1,000	1,000	保有目的及び定量的な保有効果につきましては、上記の通りです	無
	0	0		
(株)弘電社	156	156	保有目的及び定量的な保有効果につきましては、上記の通りです	無
	0	0		
萬世電機(株)	100	—	保有目的及び定量的な保有効果につきましては、上記の通りです。株式数が増加した理由は、更なる取引関係の維持・強化のためです	有
	0	—		

みなし保有株式

前事業年度、当事業年度とも該当事項はありません。

③保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

④当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

⑤当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、また、有限責任監査法人トーマツ及び株式会社プロネクサスが主催するセミナーに定期的に参加して、連結財務諸表等の適正性を確保しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,293	8,767
受取手形及び売掛金	17,167	18,147
電子記録債権	4,634	5,082
有価証券	7	24
商品	4,442	4,596
仕掛品	39	41
その他	721	1,029
貸倒引当金	△13	△15
流動資産合計	34,293	37,674
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	※1 3,458	※1 3,534
減価償却累計額	△2,365	△2,431
建物及び構築物（純額）	1,093	1,102
土地	※1, ※2 1,833	※1, ※2 2,139
その他	409	448
減価償却累計額	△324	△367
その他（純額）	85	80
有形固定資産合計	3,012	3,322
無形固定資産		
ソフトウェア	65	43
ソフトウェア仮勘定	—	12
のれん	40	269
顧客関連資産	—	143
その他	20	20
無形固定資産合計	125	489
投資その他の資産		
投資有価証券	※1 4,778	※1 6,270
繰延税金資産	135	210
その他	1,267	1,363
貸倒引当金	△12	△12
投資その他の資産合計	6,169	7,830
固定資産合計	9,307	11,642
資産合計	43,600	49,317

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※1 8,714	※1 11,948
電子記録債務	1,677	1,450
短期借入金	※1 1,376	※1 1,595
1年内返済予定の長期借入金	100	—
未払金	930	1,042
未払法人税等	307	548
賞与引当金	622	677
その他	548	518
流動負債合計	14,278	17,780
固定負債		
長期借入金	—	100
長期末払金	102	145
繰延税金負債	471	961
再評価に係る繰延税金負債	※2 7	※2 7
役員退職慰労引当金	29	38
退職給付に係る負債	500	309
資産除去債務	28	28
その他	15	15
固定負債合計	1,155	1,606
負債合計	15,434	19,386
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,554	2,554
資本剰余金	3,133	3,133
利益剰余金	21,586	22,298
自己株式	△23	△23
株主資本合計	27,250	27,962
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,019	3,043
土地再評価差額金	※2 △1,135	※2 △1,135
為替換算調整勘定	21	△19
退職給付に係る調整累計額	9	79
その他の包括利益累計額合計	915	1,967
純資産合計	28,166	29,930
負債純資産合計	43,600	49,317

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	74,268	63,568
売上原価	※1, ※3 64,126	※1, ※3 53,799
売上総利益	10,141	9,768
販売費及び一般管理費	※2 7,637	※2 7,685
営業利益	2,504	2,082
営業外収益		
受取利息	5	4
受取配当金	83	77
仕入割引	24	20
貸貸収入	59	55
為替差益	4	—
その他	26	69
営業外収益合計	203	226
営業外費用		
支払利息	8	7
売上割引	77	72
貸貸収入原価	28	26
その他	8	8
営業外費用合計	123	114
経常利益	2,584	2,195
特別利益		
固定資産売却益	※4 0	※4 0
投資有価証券売却益	—	27
厚生年金基金解散損失引当金戻入益	39	—
特別利益合計	39	27
特別損失		
固定資産除却損	※5 3	※5 7
投資有価証券評価損	53	—
特別損失合計	57	7
税金等調整前当期純利益	2,566	2,215
法人税、住民税及び事業税	858	849
法人税等調整額	77	22
法人税等合計	935	871
当期純利益	1,631	1,344
親会社株主に帰属する当期純利益	1,631	1,344

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期純利益	1,631	1,344
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△116	1,023
為替換算調整勘定	△7	△41
退職給付に係る調整額	△9	70
その他の包括利益合計	※ △133	※ 1,052
包括利益	1,497	2,396
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,497	2,396
非支配株主に係る包括利益	—	—

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,554	3,133	20,661	△23	26,325
当期変動額					
剰余金の配当			△706		△706
親会社株主に帰属する当期純利益			1,631		1,631
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	925	△0	924
当期末残高	2,554	3,133	21,586	△23	27,250

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額 金	為替換算調整勘 定	退職給付に係る調 整累計額	その他の包括利 益累計額合計	
当期首残高	2,136	△1,135	28	19	1,048	27,374
当期変動額						
剰余金の配当						△706
親会社株主に帰属する当期純利益						1,631
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△116	－	△7	△9	△133	△133
当期変動額合計	△116	－	△7	△9	△133	791
当期末残高	2,019	△1,135	21	9	915	28,166

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,554	3,133	21,586	△23	27,250
当期変動額					
剰余金の配当			△632		△632
親会社株主に帰属する当期純利益			1,344		1,344
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	711	△0	711
当期末残高	2,554	3,133	22,298	△23	27,962

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	2,019	△1,135	21	9	915	28,166
当期変動額						
剰余金の配当						△632
親会社株主に帰属する当期純利益						1,344
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,023	－	△41	70	1,052	1,052
当期変動額合計	1,023	－	△41	70	1,052	1,763
当期末残高	3,043	△1,135	△19	79	1,967	29,930

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	2,566	2,215
減価償却費	195	244
のれん償却額	8	75
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	4	8
賞与引当金の増減額 (△は減少)	11	48
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	6	△3
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△26	△90
厚生年金基金解散損失引当金の増減額 (△は減少)	△157	—
受取利息及び受取配当金	△88	△81
支払利息	8	7
投資有価証券売却損益 (△は益)	—	△27
投資有価証券評価損益 (△は益)	53	—
固定資産除売却損益 (△は益)	3	7
売上債権の増減額 (△は増加)	1,590	△928
たな卸資産の増減額 (△は増加)	1,753	134
仕入債務の増減額 (△は減少)	△635	2,731
未払金の増減額 (△は減少)	△183	△416
その他	28	△250
小計	5,139	3,674
利息及び配当金の受取額	88	78
利息の支払額	△8	△7
法人税等の支払額	△1,363	△608
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,857	3,138
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の償還による収入	19	7
有形固定資産の取得による支出	△81	△357
有形固定資産の売却による収入	—	12
無形固定資産の取得による支出	△73	△15
長期前払費用の取得による支出	△400	—
投資有価証券の取得による支出	△118	△119
投資有価証券の売却による収入	—	79
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	—	※2 △589
その他	△13	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△667	△981
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△12	26
長期借入れによる収入	—	100
長期借入金の返済による支出	—	△154
配当金の支払額	△706	△632
その他	△0	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△718	△660
現金及び現金同等物に係る換算差額	13	△21
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	2,483	1,473
現金及び現金同等物の期首残高	4,657	7,141
現金及び現金同等物の期末残高	※1 7,141	※1 8,615

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 9社

連結子会社の名称

(株)フジテレコムズ

(株)TSエンジニアリング

竹菱興産(株)

(株)ファーストブレイン

梅沢無線電機(株)

竹菱香港有限公司

竹菱(上海)電子貿易有限公司

TAKEBISHI (THAILAND) CO., LTD.

TAKEBISHI EUROPE B. V.

上記のうち、梅沢無線電機(株)については、当連結会計年度において株式を取得したため、連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

関連会社がないため、持分法の適用はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、下記の会社を除き、連結決算日と一致しております。

竹菱香港有限公司、竹菱(上海)電子貿易有限公司、TAKEBISHI (THAILAND) CO., LTD. 及びTAKEBISHI EUROPE

B. V. の決算日は、12月31日であります。

連結財務諸表の作成に当たっては、同決算日現在の財務諸表を使用し、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

(イ) 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)を採用しております。

(ロ) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ デリバティブ

時価法を採用しております。

ハ たな卸資産

(イ) 商品

移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

なお、一部は個別原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

(ロ) 仕掛品

個別原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- イ 有形固定資産（リース資産を除く）
主として定率法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 38～50年
 - ロ 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、主な償却期間は以下のとおりであります。
ソフトウェア 5年
のれん 5年
顧客関連資産 9年
 - ハ リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
 - ニ 長期前払費用
均等償却を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- イ 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ロ 賞与引当金
従業員の賞与の支給に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
 - ハ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- イ 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
 - ロ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理しております。
 - ハ 簡便法の適用
連結子会社の一部は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (5) 重要な収益及び費用の計上基準
- 完成工事高及び完成工事原価の計上基準
- イ 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約（工期がごく短く金額的な重要性が乏しい契約を除く）
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用しております。
 - ロ その他の工事契約
工事完成基準を適用しております。
- (6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
- 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は、同社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、ヘッジ会計の要件を満たす為替予約については、振当処理を採用しております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建取引及び予定取引

ハ ヘッジ方針

当社の為替取引は、将来の為替レートの変動リスクを回避する目的で実需に応じて利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジの有効性については、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額の累計を基礎に評価しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その投資効果の発現する期間を個別に見積り、20年以内の合理的な期間で均等償却を行っております。

(9) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金及び随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(10) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

イ 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 当年度の連結財務諸表に計上した金額

のれん 269百万円

2. 会計上の見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

のれんの資産性については、関係会社の将来事業計画等に基づいて検討していますが、将来事業計画には市場の動向や成長見込率などの仮定を含みます。将来事業計画等及びその前提となる仮定は、経営者の現時点での最善の見積りによって決定していますが、将来の不確実な経済条件の変動などにより影響を受ける可能性があります。

関係会社の実際の損益が見積りと異なった場合や将来事業計画の前提となる仮定に重要な変化があった場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表において、のれんの金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

(表示方法の変更)

(連結キャッシュ・フロー計算書)

(1)前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「前受金の増減額」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「前受金の増減額」に表示していた△113百万円は、「その他」28百万円として組み替えております。

(2)前連結会計年度において、独立掲記しておりました「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「定期預金の預入による支出」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「定期預金の預入による支出」に表示していた△0百万円は、「その他」△13百万円として組み替えております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

取得による企業結合

当社は、2021年2月24日開催の取締役会において、Le Champ (South East Asia) Pte Ltdの全株式を取得し、子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し、2021年6月4日に全株式を取得しました。

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：Le Champ (South East Asia) Pte Ltd

事業の内容：電子部品、電子機器の販売

②企業結合を行った主な理由

Le Champ (South East Asia) Pte Ltd は、東南アジア各国、インド、中国における合計8国に14拠点を有し、電子部品および電子機械のディストリビュータとして各地域におけるリーディングポジションを確立しております。

当社とは半導体・デバイスを中心として共通のビジネスセグメントを有する一方、進出地域や取扱製品の重複が少ないことから、同社を子会社化することで大きなシナジー効果を発揮し、両社の更なる発展に寄与するものと判断致しました。

③企業結合日

2021年6月30日(みなし取得日)

④企業結合の法的形式

株式取得

⑤結合後企業の名称

Le Champ (South East Asia) Pte Ltd

⑥取得した議決権比率

100%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得することによるものです。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

現時点では確定しておりません。

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

現時点では確定しておりません。

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

(連結貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
建物及び構築物	647百万円	609百万円
土地	403	403
投資有価証券	654	811
計	1,705	1,824

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
短期借入金	670百万円	670百万円
買掛金	553	655

※2 連結財務諸表提出会社は「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法…土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために、国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。
- ・再評価を行った年月日…2002年3月31日

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
再評価を行った土地の期末における時価と 再評価後の帳簿価額との差額	△154百万円	△155百万円

(連結損益計算書関係)

※1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
66百万円	76百万円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
給与・賞与	2,865百万円	2,907百万円
賞与引当金繰入額	547	611
退職給付費用	152	153
役員退職慰労引当金繰入額	4	12
貸倒引当金繰入額	6	△3

※3 当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
5百万円	7百万円

※4 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
工具、器具及び備品	0百万円	一百万円
機械装置及び運搬具	—	0
計	0	0

※5 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
建物及び構築物	2百万円	6百万円
工具、器具及び備品	1	0
ソフトウェア	0	—
その他	0	0
計	3	7

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	△204百万円	1,466百万円
組替調整額	53	△26
税効果調整前	△150	1,440
税効果額	34	△416
その他有価証券評価差額金	△116	1,023
為替換算調整勘定：		
当期発生額	△7	△41
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	△9	102
組替調整額	△4	△2
税効果調整前	△14	100
税効果額	4	△30
退職給付に係る調整額	△9	70
その他の包括利益合計	△133	1,052

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	14,798,600	—	—	14,798,600
合計	14,798,600	—	—	14,798,600
自己株式				
普通株式(注)	83,832	73	—	83,905
合計	83,832	73	—	83,905

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加73株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年4月26日 取締役会	普通株式	353	24.00	2019年3月31日	2019年6月10日
2019年10月31日 取締役会	普通株式	353	24.00	2019年9月30日	2019年12月2日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年4月28日 取締役会	普通株式	353	利益剰余金	24.00	2020年3月31日	2020年6月8日

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	14,798,600	—	—	14,798,600
合計	14,798,600	—	—	14,798,600
自己株式				
普通株式（注）	83,905	30	—	83,935
合計	83,905	30	—	83,935

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加30株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2020年4月28日 取締役会	普通株式	353	24.00	2020年3月31日	2020年6月8日
2020年10月30日 取締役会	普通株式	279	19.00	2020年9月30日	2020年12月7日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2021年4月28日 取締役会	普通株式	279	利益剰余金	19.00	2021年3月31日	2021年6月7日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
現金及び預金勘定	7,293百万円	8,767百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△152	△152
現金及び現金同等物	7,141	8,615

※2 当連結会計年度に株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳株式の取得により新たに梅沢無線電機㈱を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに梅沢無線電機株式の取得価額と梅沢無線電機㈱取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	1,201百万円
固定資産	470
のれん	304
顧客関連資産	180
流動負債	△1,035
固定負債	△152
梅沢無線電機株式の取得価額	967
梅沢無線電機㈱現金及び現金同等物	△378
差引：梅沢無線電機㈱取得のための支出	589

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金並びに電子記録債務は、そのほとんどが5ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性の評価方法等については、前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項

(7)重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、信用管理規程に従い、営業債権について、各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の信用管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

満期保有目的の債券は、有価証券運用規程に従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債権債務について、為替の変動リスクに対しては先物為替予約を利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、デリバティブ管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行なっております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2. 参照）。

前連結会計年度（2020年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	7,293	7,293	—
(2) 受取手形及び売掛金	17,167	17,167	—
(3) 電子記録債権	4,634	4,634	—
(4) 有価証券及び投資有価証券	4,674	4,670	△4
資産計	33,770	33,766	△4
(1) 支払手形及び買掛金	8,714	8,714	—
(2) 電子記録債務	1,677	1,677	—
(3) 短期借入金	1,376	1,376	—
負債計	11,768	11,768	—
デリバティブ取引	—	—	—

当連結会計年度（2021年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	8,767	8,767	—
(2) 受取手形及び売掛金	18,147	18,147	—
(3) 電子記録債権	5,082	5,082	—
(4) 有価証券及び投資有価証券	6,179	6,179	0
資産計	38,180	38,181	0
(1) 支払手形及び買掛金	11,948	11,948	—
(2) 電子記録債務	1,450	1,450	—
(3) 短期借入金	1,595	1,595	—
負債計	14,993	14,993	—
デリバティブ取引	—	—	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
非上場株式	111	115

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度 (2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	7,293	—	—	—
受取手形及び売掛金	17,167	—	—	—
電子記録債権	4,634	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
(1) 国債・地方債等	—	—	—	—
(2) 社債	—	50	10	20
その他有価証券のうち満期 があるもの				
(1) 債券 (社債)	—	—	—	—
(2) その他	7	73	17	—
合計	29,103	123	27	20

当連結会計年度 (2021年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	8,767	—	—	—
受取手形及び売掛金	18,147	—	—	—
電子記録債権	5,082	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
(1) 国債・地方債等	—	—	—	—
(2) 社債	50	—	—	120
その他有価証券のうち満期 があるもの				
(1) 債券 (社債)	—	—	—	—
(2) その他	24	65	21	—
合計	32,072	65	21	120

4. 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度（2020年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	1,376	—	—	—	—	—
合計	1,376	—	—	—	—	—

当連結会計年度（2021年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	1,595	—	—	—	—	—
合計	1,595	—	—	—	—	—

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度（2020年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上 額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	10	10	0
	(3) その他	—	—	—
	小計	10	10	0
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	70	65	△4
	(3) その他	—	—	—
	小計	70	65	△4
合計		80	75	△4

当連結会計年度（2021年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上 額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	170	170	0
	(3) その他	—	—	—
	小計	170	170	0
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		170	170	0

2. その他有価証券

前連結会計年度 (2020年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	4,353	1,408	2,945
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	55	50	4
	小計	4,409	1,459	2,950
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	114	191	△77
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	70	78	△7
	小計	185	269	△84
合計		4,594	1,729	2,865

当連結会計年度 (2021年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	5,774	1,428	4,345
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	123	101	22
	小計	5,897	1,529	4,367
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	93	100	△7
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	18	18	△0
	小計	111	119	△7
合計		6,009	1,649	4,359

3. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
(1) 株式	66	27	—
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	66	27	—

4. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前連結会計年度（2020年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2021年3月31日）

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

前連結会計年度（2020年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2021年3月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社の一部は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度、確定拠出制度及び退職金前払制度を採用しております。

確定給付企業年金制度（すべて積立型制度であります。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。

退職一時金制度（すべて非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
退職給付債務の期首残高	1,581百万円	1,572百万円
勤務費用	103	99
利息費用	13	13
数理計算上の差異の発生額	△52	58
退職給付の支払額	△74	△89
退職給付債務の期末残高	1,572	1,654

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
年金資産の期首残高	1,068百万円	1,072百万円
期待運用収益	10	10
数理計算上の差異の発生額	△62	160
事業主からの拠出額	103	180
退職給付の支払額	△48	△79
年金資産の期末残高	1,072	1,345

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	1,364百万円	1,432百万円
年金資産	△1,072	△1,345
	291	87
非積立型制度の退職給付債務	208	221
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	500	309
退職給付に係る負債	500	309
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	500	309

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
勤務費用	103百万円	99百万円
利息費用	13	13
期待運用収益	△10	△10
数理計算上の差異の費用処理額	△4	△2
確定給付制度に係る退職給付費用	102	100

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
数理計算上の差異	14百万円	△100百万円
合 計	14	△100

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
未認識数理計算上の差異	△13百万円	△114百万円
合 計	△13	△114

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
債券	47%	42%
株式	29	33
その他	24	25
合 計	100	100

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
割引率	1.0%	1.0%
長期期待運用収益率	1.0%	1.0%

(注) 予想昇給率については、2019年6月30日を基準日として算定した年齢別昇給指数を使用しております。

3. 確定拠出制度等

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度47百万円、当連結会計年度48百万円であり、退職金前払制度による従業員に対する前払退職金の要拠出額は前連結会計年度17百万円、当連結会計年度17百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	6百万円	6百万円
商品	23	20
未払金	13	6
未払費用	28	31
未払事業税	28	45
有形固定資産	77	81
ソフトウェア	26	43
投資有価証券	30	14
賞与引当金	187	204
退職給付に係る負債	152	94
役員退職慰労引当金	9	24
長期未払金	31	31
その他	82	170
小計	697	775
評価性引当額	△79	△64
繰延税金資産計	617	710
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△900	△1,317
土地圧縮積立金	△52	△52
顧客関連資産	—	△43
保険積立金評価益	—	△25
その他	—	△23
繰延税金負債計	△953	△1,462
繰延税金負債の純額	△335	△751

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	30.5%	30.5%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.5	4.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.2	△0.2
住民税均等割	0.6	0.7
連結修正による影響	1.3	3.7
その他	0.7	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.4	39.3

(企業結合等関係)

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 梅沢無線電機株式会社

事業の内容 半導体、電子部品の販売、産業用コンピュータ・自社製品設計・販売

(2) 企業結合を行った主な理由

梅沢無線電機株式会社は、東京、北海道、仙台を中心に事業を展開し、基板受託開発やオリジナルブランド基板の開発に強みを持つ技術商社です。

当社とは、特に半導体・デバイス事業において、基板受託開発をはじめとした共通の強みを持つことに加え、当社と営業エリア、販売先の重複が少ないことから、同社を連結子会社とすることで高いシナジー効果を得られるものと判断いたしました。

(3) 企業結合日

2020年4月1日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

結合前から変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2020年4月1日から2021年3月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	967百万円
取得原価		967百万円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー等に対する報酬・手数料等 106百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

304百万円

なお、第1四半期連結会計期間において暫定的な会計処理を行っておりましたが、第2四半期連結会計期間において確定しております。

この暫定的な会計処理の確定に伴い、無形固定資産である顧客関連資産等に180百万円、繰延税金負債に54百万円が配分された結果、暫定的に算定されたのれんは429百万円から125百万円減少し、304百万円となっております。

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	1,201百万円
固定資産	470
資産合計	1,672
流動負債	1,035
固定負債	98
負債合計	1,134

7. のれん以外の無形固定資産に配分された金額及びその主要な種類別の内訳並びに主要な種類別の償却方法及び償却期間

(1) 無形固定資産に配分された金額及びその主要な種類別の内訳

顧客関連資産 180百万円

(2) 主要な種類別の償却方法及び償却期間

顧客関連資産 9年間にわたる均等償却

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

携帯電話ショップの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は1.8%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
期首残高	27百万円	28百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	3	2
時の経過による調整額	0	0
資産除去債務の履行による減少額	△3	△3
期末残高	28	28

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、事業本部を基礎とした事業区分のセグメントから構成されており、「F A・デバイス事業」及び「社会・情報通信事業」の2つを報告セグメントとしております。

「F A・デバイス事業」は、産業機器システム、半導体・デバイスの販売とソフト開発を主な事業としております。「社会・情報通信事業」は、社会インフラ（冷熱住設機器、ビル設備、重電、電子医療機器）、情報通信（情報システム、携帯電話等）の販売とソフト開発を主な事業としております。また、それぞれの報告セグメントに関連する物流及び保守・サービス、工事等の事業も展開しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部売上高及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

(単位：百万円)

	F A・デバイス事業	社会・情報通信事業	合計
売上高			
外部顧客への売上高	48,796	25,471	74,268
セグメント間の内部売上高 又は振替高	0	—	0
計	48,796	25,471	74,268
セグメント利益	1,716	787	2,504
セグメント資産	23,974	10,042	34,017
その他の項目			
減価償却費	89	63	153
のれん償却額	—	8	8
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	57	102	160

当連結会計年度（自2020年4月1日 至2021年3月31日）

(単位：百万円)

	F A・デバイス事業	社会・情報通信事業	合計
売上高			
外部顧客への売上高	44,425	19,142	63,568
セグメント間の内部売上高 又は振替高	0	—	0
計	44,425	19,142	63,568
セグメント利益	1,388	694	2,082
セグメント資産	27,348	10,550	37,899
その他の項目			
減価償却費	126	63	189
のれん償却額	60	14	75
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	293	55	349

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

売上高	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	74,268	63,568
セグメント間取引消去	△0	△0
連結財務諸表の売上高	74,268	63,568

（単位：百万円）

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	2,504	2,082
セグメント間取引消去	—	—
連結財務諸表の営業利益	2,504	2,082

（単位：百万円）

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	34,017	37,899
全社資産（注）	9,583	11,417
連結財務諸表の資産合計	43,600	49,317

（注）全社資産は、主に余資運用資金（現金及び預金、有価証券）、長期投資資金（投資有価証券）、賃貸不動産及び管理部門に係る資産等であります。

（単位：百万円）

その他の項目	報告セグメント計		調整額		連結財務諸表計上額	
	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度
減価償却費	153	189	41	54	195	244
のれん償却額	8	75	—	—	8	75
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	160	349	—	—	160	349

（注）調整額は、長期前払費用及び賃貸不動産に係る金額であります。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（固定資産に係る重要な減損損失）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（固定資産に係る重要な減損損失）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	F A ・ デバイス事業	社会 ・ 情報通信事業	合計
当期償却額	—	8	8
当期末残高	—	40	40

当連結会計年度（自2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	F A ・ デバイス事業	社会 ・ 情報通信事業	合計
当期償却額	60	14	75
当期末残高	243	25	269

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主	三菱電機(株)	東京都千代田区	175,820	電気機械器具 他製造及び販売	(被所有) 直接15.9	三菱電機(株)製 品の購入並び に販売	三菱電機(株) 製品の購入	仕入高 15,587	買掛金	984
									未収入金(値引・割引)	303
							商品の販売	売上高 303	売掛金	75

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主	三菱電機(株)	東京都千代田区	175,820	電気機械器具 他製造及び販売	(被所有) 直接15.9	三菱電機(株)製 品の購入並び に販売	三菱電機(株) 製品の購入	仕入高 15,130	買掛金	4,422
									未収入金(値引・割引)	313
							商品の販売	売上高 316	売掛金	57

(イ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主の子会社	三菱電機住環境システムズ(株)	東京都台東区	2,627	住宅設備機器及び家庭電気機器の 販売	-	住宅設備機器 の購入	住宅設備機器 の購入	仕入高 3,099	買掛金	887
									未収入金(値引・割引)	71
主要株主の子会社	三菱電機システムサービス(株)	東京都世田谷区	600	家電品・住宅関連機器・電子器 機及び機器製品の修理・販売・ 据付・保守	-	産業用電機品の 購入	産業用電機 品の購入	仕入高 930	買掛金	425

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主の子会社	三菱電機住環境システムズ(株)	東京都台東区	2,627	住宅設備機器及び家庭電気機器の 販売	-	住宅設備機器 の購入	住宅設備機器 の購入	仕入高 2,659	買掛金	835
									未収入金(値引・割引)	66

(ウ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
該当事項はありません。

- (注) 1. 上記(ア)～(ウ)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
上記各社との取引について、価格その他の取引条件は、市場の実勢を参考に折衝の上決定しております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	1,914.16円	2,034.04円
1株当たり当期純利益	110.87円	91.38円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	28,166	29,930
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	28,166	29,930
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数(千株)	14,714	14,714

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,631	1,344
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期 純利益(百万円)	1,631	1,344
普通株式の期中平均株式数(千株)	14,714	14,714

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,376	1,595	0.4	—
1年以内に返済予定の長期借入金	100	—	—	—
1年以内に返済予定のリース債務	—	—	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	—	100	1.3	2022年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	—	—	—	—
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	1,476	1,695	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	100	—	—	—

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	14,500	28,820	44,494	63,568
税金等調整前四半期(当期) 純利益(百万円)	586	1,112	1,648	2,215
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益(百万円)	391	727	1,068	1,344
1株当たり四半期(当期)純 利益(円)	26.59	49.43	72.61	91.38

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	26.59	22.84	23.19	18.76

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,264	4,716
受取手形	1,496	1,257
電子記録債権	4,602	4,983
売掛金	※2 13,586	※2 14,930
有価証券	7	24
商品	3,575	3,595
仕掛品	17	23
前払費用	47	50
未収入金	452	448
その他	※2 308	※2 936
貸倒引当金	△13	△13
流動資産合計	28,344	30,953
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 917	※1 855
構築物	30	96
工具、器具及び備品	37	33
土地	※1 1,585	※1 1,798
建設仮勘定	0	2
有形固定資産合計	2,571	2,786
無形固定資産		
ソフトウェア	33	19
その他	14	14
無形固定資産合計	48	34
投資その他の資産		
投資有価証券	※1 4,709	※1 6,088
関係会社株式	1,859	2,933
賃貸不動産	563	550
差入保証金	68	62
その他	450	399
貸倒引当金	△12	△12
投資その他の資産合計	7,638	10,021
固定資産合計	10,258	12,842
資産合計	38,602	43,795

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
電子記録債務	1,677	1,450
買掛金	※1, ※2 7,616	※1, ※2 10,943
短期借入金	※1 970	※1 970
1年内返済予定の長期借入金	100	—
未払金	※2 865	※2 693
未払費用	114	123
未払法人税等	264	398
前受金	85	174
預り金	40	38
賞与引当金	511	538
その他	2	2
流動負債合計	12,248	15,333
固定負債		
長期借入金	—	100
長期未払金	102	102
繰延税金負債	467	883
再評価に係る繰延税金負債	7	7
退職給付引当金	305	201
その他	4	4
固定負債合計	887	1,299
負債合計	13,135	16,632
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,554	2,554
資本剰余金		
資本準備金	3,056	3,056
その他資本剰余金	77	77
資本剰余金合計	3,133	3,133
利益剰余金		
利益準備金	111	111
その他利益剰余金		
土地圧縮積立金	102	102
別途積立金	5,200	5,200
繰越利益剰余金	13,507	14,182
利益剰余金合計	18,921	19,597
自己株式	△23	△23
株主資本合計	24,586	25,261
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,016	3,036
土地再評価差額金	△1,135	△1,135
評価・換算差額等合計	881	1,901
純資産合計	25,467	27,163
負債純資産合計	38,602	43,795

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	※1 62,359	※1 53,406
売上原価	※1 54,565	※1 46,235
売上総利益	7,793	7,170
販売費及び一般管理費	※2 5,583	※2 5,318
営業利益	2,209	1,851
営業外収益		
受取利息	0	2
受取配当金	※1 91	※1 88
仕入割引	24	20
賃貸収入	※1 62	※1 59
その他	15	22
営業外収益合計	194	193
営業外費用		
支払利息	4	4
売上割引	77	72
賃貸収入原価	38	36
その他	4	2
営業外費用合計	125	116
経常利益	2,278	1,928
特別利益		
厚生年金基金解散損失引当金戻入益	34	—
投資有価証券売却益	—	27
特別利益合計	34	27
特別損失		
固定資産除却損	1	0
投資有価証券評価損	53	—
特別損失合計	54	0
税引前当期純利益	2,258	1,955
法人税、住民税及び事業税	733	646
法人税等調整額	56	0
法人税等合計	790	647
当期純利益	1,468	1,308

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
					土地圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,554	3,056	77	3,133	111	102	5,200	12,745	18,159
当期変動額									
剰余金の配当								△706	△706
当期純利益								1,468	1,468
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	—	762	762
当期末残高	2,554	3,056	77	3,133	111	102	5,200	13,507	18,921

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△23	23,823	2,130	△1,135	994	24,818
当期変動額						
剰余金の配当		△706				△706
当期純利益		1,468				1,468
自己株式の取得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△113	—	△113	△113
当期変動額合計	△0	762	△113	—	△113	648
当期末残高	△23	24,586	2,016	△1,135	881	25,467

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					土地圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,554	3,056	77	3,133	111	102	5,200	13,507	18,921
当期変動額									
剰余金の配当								△632	△632
当期純利益								1,308	1,308
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	－	675	675
当期末残高	2,554	3,056	77	3,133	111	102	5,200	14,182	19,597

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△23	24,586	2,016	△1,135	881	25,467
当期変動額						
剰余金の配当		△632				△632
当期純利益		1,308				1,308
自己株式の取得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			1,020	－	1,020	1,020
当期変動額合計	△0	675	1,020	－	1,020	1,695
当期末残高	△23	25,261	3,036	△1,135	1,901	27,163

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

(2) 関係会社株式

移動平均法による原価法

(3) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

なお、一部は個別原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 仕掛品

個別原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 38～50年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 賃貸不動産

定率法

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 47年

(5) 長期前払費用

均等償却を採用しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

6. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

- イ 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約（工期がごく短く金額的な重要性が乏しい契約を除く）
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
- ロ その他の工事契約
工事完成基準

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

（重要な会計上の見積り）

1. 当年度の財務諸表に計上した金額

関係会社株式 2,933百万円

2. 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

当社が保有する関係会社株式はいずれも非上場株式であり市場価格のない株式であります。このため期末における計上額は原則として取得価額によりますが、当該関係会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときであって、かつ一定期間における回復が合理的に見込まれない場合には相当の減額を行う必要があります。この実質価額とその回復可能性については関係会社の財政状態及び将来事業計画等に基づいて検討していますが、将来事業計画には市場の動向や成長見込率などの仮定を含みます。

将来事業計画等及びその前提となる仮定は、経営者の現時点での最善の見積りによって決定していますが、将来の不確実な経済条件の変動などにより影響を受ける可能性があります。

関係会社の実際の損益が見積りと異なった場合や将来事業計画の前提となる仮定に重要な変化があった場合には、翌事業年度の財務諸表において、関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

（会計方針の変更）

該当事項はありません。

（表示方法の変更）

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(貸借対照表関係)

※1 担保に供している資産及び担保に係る債務
担保に供している資産

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
建物	647百万円	609百万円
土地	403	403
投資有価証券	654	811
計	1,705	1,824

担保に係る債務

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
短期借入金	670百万円	670百万円
買掛金	553	655

※2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
短期金銭債権	262百万円	696百万円
短期金銭債務	108	141

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	1,195百万円	1,094百万円
仕入高	1,131	989
営業取引以外の取引による取引高	22	27

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度69.1%、当事業年度68.6%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度30.9%、当事業年度31.4%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
給与・賞与	2,198百万円	2,142百万円
賞与引当金繰入額	467	489
退職給付費用	127	129
減価償却費	121	139
貸倒引当金繰入額	6	0

(有価証券関係)

子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額 2,933百万円、前事業年度の貸借対照表計上額 1,859百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	6百万円	6百万円
商品	23	23
未払金	13	6
未払費用	23	24
未払事業税	26	35
有形固定資産	77	81
ソフトウェア	26	43
投資有価証券及び関係会社株式	119	104
賞与引当金	156	164
退職給付引当金	93	61
長期未払金	31	31
その他	20	19
小計	618	601
評価性引当額	△133	△117
繰延税金資産計	484	484
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△899	△1,315
土地圧縮積立金	△52	△52
繰延税金負債計	△952	△1,367
繰延税金負債の純額	△467	△883

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.5%	30.5%
交際費等損金永久不算入項目	3.6	3.6
受取配当金等益金永久不算入項目	△0.3	△0.4
住民税均等割	0.6	0.7
その他	0.6	△1.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.0	33.1

(重要な後発事象)

該当事項はありません

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	917	0	0	63	855	2,081
	構築物	30	80	0	13	96	120
	工具、器具及び備品	37	17	—	21	33	239
	土地	1,585 (△1,146)	213	—	—	1,798 (△1,146)	—
	建設仮勘定	0	2	0	—	2	—
	計	2,571 (△1,146)	314	1	98	2,786 (△1,146)	2,441
無形固定資産	ソフトウェア	33	3	—	17	19	73
	その他	14	—	—	—	14	—
	計	48	3	—	17	34	73

(注) 「当期首残高」欄及び「当期末残高」欄の()内は内書きで、土地の再評価に関する法律(平成10年法律第34号)により行った土地の再評価実施前の帳簿価額との差であります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	26	2	2	26
賞与引当金	511	538	511	538

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しています。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで												
定時株主総会	6月中												
基準日	3月31日												
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日												
1単元の株式数	100株												
単元未満株式の買取り・買増し													
取扱場所	(特別口座) 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部												
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社												
取次所	—												
買取り・買増し手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額												
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。 公告掲載URL (https://www.takebishi.co.jp/) ただし、やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、 日本経済新聞に掲載します。												
株主に対する特典	3月31日及び9月30日現在の当社株主名簿に記載または記録された1単元 (100株)以上保有されている株主様を対象として、下記商品を贈呈しま す。												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所有株式</th> <th colspan="2">株主優待 実施基準日</th> </tr> <tr> <th>3月31日</th> <th>9月30日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100株以上1,000株未満</td> <td>クオカード1,000円分</td> <td>クオカード1,000円分</td> </tr> <tr> <td>1,000株以上</td> <td>クオカード2,000円分</td> <td>クオカード2,000円分</td> </tr> </tbody> </table>		所有株式	株主優待 実施基準日		3月31日	9月30日	100株以上1,000株未満	クオカード1,000円分	クオカード1,000円分	1,000株以上	クオカード2,000円分	クオカード2,000円分
所有株式	株主優待 実施基準日												
	3月31日	9月30日											
100株以上1,000株未満	クオカード1,000円分	クオカード1,000円分											
1,000株以上	クオカード2,000円分	クオカード2,000円分											

(注) 当社の単元未満株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利
- (4) 単元未満株式の買増しを請求することができる権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第131期）（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）2020年6月26日近畿財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2020年6月26日近畿財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

（第132期第1四半期）（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）2020年8月7日近畿財務局長に提出。

（第132期第2四半期）（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）2020年11月6日近畿財務局長に提出。

（第132期第3四半期）（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）2021年2月5日近畿財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

2020年6月29日近畿財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

(5) 臨時報告書

2021年2月25日近畿財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月25日

株式会社たけびし

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

京都事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	尾 伸	伸 之	印
--------------------	-------	-----	-----	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野 出	唯 知	印
--------------------	-------	-----	-----	---

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社たけびしの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社たけびし及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

据付工事等を伴う販売取引にかかる売上計上時期の適切性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は汎用的な商品を仕入販売する他、産業機器システムや社会インフラ及び情報通信の分野においては、顧客のニーズに合わせて複数の機器やソフトウェアを組み合わせた販売取引も行っている。このような複合的な取引においては、個々の機器の引き渡しに加えて、機器の据付調整、設置及び配線等の関連工事やシステムとの連携等（以下、据付工事等）が必要となることがある。このような取引においては据付工事等も含め取引全体が単一の履行義務とみなされ、据付工事等が完了し顧客の検収を受けた時点で関連する機器及び据付工事等に対応する売上が一括で計上される。据付工事等を伴う販売取引の1件当たりの売上高は、汎用的な商品の仕入販売よりも高額となる傾向にあり100百万円を超える取引も発生する。これら据付工事等を伴う販売取引の売上高は、連結損益計算書に記載されている売上高63,568百万円のうち2割程度である。据付工事等を伴う販売取引においては、顧客からの受注時に契約内容を検討し、営業部門の管理職の承認のもと、一括で売上計上すべき機器及び据付工事等を販売管理システムに登録する。その後、据付工事等を含む全ての履行義務を完了した時点で顧客から検収書を入手し、契約書との整合性を確認したうえで、関連する機器及び据付工事等について一括で売上計上している。</p> <p>据付工事等を伴う販売取引における契約内容の上記検討過程では、一括して売上計上すべき機器及び据付工事等の範囲を正確に漏れなく識別する必要がある。仮に検討過程に誤りがあれば、履行義務のすべてが完了していないタイミングで部分的な売上が先行計上されるリスクがある。</p> <p>取引における顧客との契約内容を適切に把握して売上計上時期を判断する必要があること、また、1件当たりの取引金額が相対的に高額であるため、売上計上時期を誤った場合には連結財務諸表への影響が大きくなる可能性があることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、据付工事等を伴う販売取引にかかる売上計上時期の適切性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の有効性評価</p> <p>契約内容の把握と検討における適切性及び顧客の検収完了を確認し関連する売上計上時期の適切性を担保する内部統制の整備状況について、主として社内の諸規定や承認過程における関連文書の査閲、承認の実施状況等に関する内部統制行為実施者への質問により確かめたうえで、その運用状況の有効性を評価した。</p> <p>(2) 売上計上時期の適切性についての検討</p> <p>据付工事等を伴う販売取引の売上計上時期の適切性を検証するため、当連結会計年度における機器と据付工事等が一括で売上計上された販売取引についてサンプルを抽出して検証を実施した。サンプルの抽出に当たっては金額的影響を考慮し、母集団となる売上高の階層分析等により一定以上の売上高又は一定以上の粗利額かつ粗利率の取引を抽出している。個別の販売取引に関する検証方法は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顧客との間で締結された契約書、注文書の査閲 ・契約内容について営業担当者への質問を実施 ・顧客から入手された検収書の査閲 ・機器の仕入先及び据付工事等の外注委託先が発行した関連証憑の査閲 <p>加えて、関連する機器と据付工事等を一括で売上計上すべきであるにもかかわらず、据付工事等が完了する前に機器が先行して売上計上されていないかについては、機器の引き渡し時点で売上計上された販売取引についてサンプルを抽出して売上計上時期の適切性に関する検証を実施した。サンプルの抽出に当たっては金額的影響を考慮し、母集団となる売上高の階層分析等により一定以上の売上高又は一定以上の粗利額かつ粗利率の取引を抽出している。個別の販売取引に関する検証方法は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顧客との間で締結された契約書、注文書及び売上計上の根拠証憑の査閲 ・契約内容について営業担当者への質問を実施

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社たけびしの2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社たけびしが2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注) 2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月25日

株式会社たけびし

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

京都事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

尾 仲

伸 之

印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

野 出

唯 知

印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社たけびしの2020年4月1日から2021年3月31日までの第132期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社たけびしの2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

据付工事等を伴う販売取引にかかる売上計上時期の適切性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は汎用的な商品を仕入販売する他、産業機器システムや社会インフラ及び情報通信の分野においては、顧客のニーズに合わせて複数の機器やソフトウェアを組み合わせた販売取引も行っている。このような複合的な取引においては、個々の機器の引き渡しに加えて、機器の据付調整、設置及び配線等の関連工事やシステムとの連携等（以下、据付工事等）が必要となることがある。このような取引においては据付工事等も含め取引全体が単一の履行義務とみなされ、据付工事等が完了し顧客の検収を受けた時点で関連する機器及び据付工事等に対応する売上が一括で計上される。据付工事等を伴う販売取引の1件当たりの売上高は、汎用的な商品の仕入販売よりも高額となる傾向にあり100百万円を超える取引も発生する。これら据付工事等を伴う販売取引の売上高は、損益計算書に記載されている売上高53,406百万円のうち2割程度である。据付工事等を伴う販売取引においては、顧客からの受注時に契約内容を検討し、営業部門の管理職の承認のもと、一括で売上計上すべき機器及び据付工事等を販売管理システムに登録する。その後、据付工事等を含む全ての履行義務を完了した時点で顧客から検収書を手し、契約書との整合性を確認したうえで、関連する機器及び据付工事等について一括で売上計上している。</p> <p>据付工事等を伴う販売取引における契約内容の上記検討過程では、一括して売上計上すべき機器及び据付工事等の範囲を正確に漏れなく識別する必要がある。仮に検討過程に誤りがあれば、履行義務のすべてが完了していないタイミングで部分的な売上が先行計上されるリスクがある。</p> <p>取引における顧客との契約内容を適切に把握して売上計上時期を判断する必要があること、また、1件当たりの取引金額が相対的に高額であるため、売上計上時期を誤った場合には財務諸表への影響が大きくなる可能性があることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、据付工事等を伴う販売取引にかかる売上計上時期の適切性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の有効性評価</p> <p>契約内容の把握と検討における適切性及び顧客の検収完了を確認し関連する売上計上時期の適切性を担保する内部統制の整備状況について、主として社内の諸規定や承認過程における関連文書の査閲、承認の実施状況等に関する内部統制行為実施者への質問により確かめたうえで、その運用状況の有効性を評価した。</p> <p>(2) 売上計上時期の適切性についての検討</p> <p>据付工事等を伴う販売取引の売上計上時期の適切性を検証するため、当事業年度における機器と据付工事等が一括で売上計上された販売取引についてサンプルを抽出して検証を実施した。サンプルの抽出に当たっては金額的影響を考慮し、母集団となる売上高の階層分析等により一定以上の売上高又は一定以上の粗利額かつ粗利率の取引を抽出している。個別の販売取引に関する検証方法は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顧客との間で締結された契約書、注文書の査閲 ・契約内容について営業担当者への質問を実施 ・顧客から入手された検収書の査閲 ・機器の仕入先及び据付工事等の外注委託先が発行した関連証憑の査閲 <p>加えて、関連する機器と据付工事等を一括で売上計上すべきであるにもかかわらず、据付工事等が完了する前に機器が先行して売上計上されていないかについては、機器の引き渡し時点で売上計上された販売取引についてサンプルを抽出して売上計上時期の適切性に関する検証を実施した。サンプルの抽出に当たっては金額的影響を考慮し、母集団となる売上高の階層分析等により一定以上の売上高又は一定以上の粗利額かつ粗利率の取引を抽出している。個別の販売取引に関する検証方法は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顧客との間で締結された契約書、注文書及び売上計上の根拠証憑の査閲 ・契約内容について営業担当者への質問を実施

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注) 2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2021年8月6日
【四半期会計期間】	第133期第1四半期（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）
【会社名】	株式会社たけびし
【英訳名】	TAKEBISHI CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小倉 勇
【本店の所在の場所】	京都市右京区西京極豆田町29番地
【電話番号】	075（325）2111（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 上席常務執行役員 経営戦略室長 亀井 孝
【最寄りの連絡場所】	京都市右京区西京極豆田町29番地
【電話番号】	075（325）2111（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 上席常務執行役員 経営戦略室長 亀井 孝
【縦覧に供する場所】	株式会社たけびし大阪支店 （大阪市北区堂島浜一丁目2番1号） 株式会社たけびし東京支店 （東京都千代田区東神田三丁目1番2号） 株式会社たけびし名古屋支店 （名古屋市中村区名駅三丁目8番7号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第132期 第1四半期連結 累計期間	第133期 第1四半期連結 累計期間	第132期
会計期間	自2020年4月1日 至2020年6月30日	自2021年4月1日 至2021年6月30日	自2020年4月1日 至2021年3月31日
売上高 (百万円)	14,500	17,026	63,568
経常利益 (百万円)	586	753	2,195
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	391	496	1,344
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	612	540	2,396
純資産額 (百万円)	28,425	30,199	29,930
総資産額 (百万円)	41,278	52,818	49,317
1株当たり四半期(当期)純利 益 (円)	26.59	33.76	91.38
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	68.9	57.2	60.7

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、当第1四半期連結累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容の変更及び主要な関係会社の異動は、次のとおりです。

(FA・デバイス事業)

当第1四半期連結会計期間において、Le Champ (South East Asia) Pte Ltdの株式を取得したことにより、同社及び同社の子会社4社を連結の範囲に含めております。

(社会・情報通信事業)

主な事業内容及び主要な関係会社の異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクは次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

M&Aに関するリスク

当社グループは、企業買収等により株式を取得しており、のれんを計上しておりますが、今後、事業環境や競合状況の急激な変化等により関係会社の業績が当初の想定を下回り、想定していた超過収益力が低下した場合、当該のれんについて減損損失が発生し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、長期化する新型コロナウイルス感染症や世界的な半導体不足の影響を背景として、厳しさが増す状況で推移しましたが、中国向け輸出の回復や半導体製造装置関連等の生産の一部に引続き堅調な動きが見られました。

このような状況下、当社グループはF A機器等の基幹ビジネスの更なる拡大に加え、「製造現場の自動化ビジネス」、「医療・感染症対策ビジネス」、「東南アジア拠点を活用した海外ビジネス」、「脱炭素関連ビジネス」等の成長分野に注力し、更なる成長に向けたNEWビジネスの創造に取り組んでまいりました。

これらの結果、当第1四半期連結累計期間における業績は、売上高170億26百万円（前年同期比17.4%増）、営業利益6億65百万円（前年同期比27.8%増）、経常利益7億53百万円（前年同期比28.6%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益4億96百万円（前年同期比27.0%増）となりました。

<セグメント別の状況>

産業機器システム分野においては、F A機器が半導体製造装置関連や電子部品実装機関連を中心に大幅に増加したことに加え、装置システムが5 G関連や環境関連等で増加したことから、この部門全体の売上高は前年同期比29.7%の増となりました。

半導体・デバイス分野においては、産業機器関連向け半導体が減少したことに加え、デバイスが半導体関連で一部増加したものの、アミューズメント向け等で減少したことから、この部門全体の売上高は前年同期比6.0%の減となりました。

これらの結果、F A・デバイス事業においては、売上高125億56百万円（前年同期比16.5%増、構成比73.7%）、営業利益5億96百万円（前年同期比54.5%増）となりました。

社会インフラ分野においては、空調機器が減少したものの、病院向け放射線治療装置やCT・MRI等の診断装置が増加したことから、この部門全体の売上高は前年同期比20.6%の増となりました。

情報通信分野では、主力の携帯電話が前年同期に新型コロナウイルスの影響により実施した店舗の時短営業の反動で増加したことに加え、携帯電話の5 G基地局設計やOA機器が増加したことから、この部門全体の売上高は前年同期比19.3%の増となりました。

これらの結果、社会・情報通信事業においては、売上高44億69百万円（前年同期比20.1%増、構成比26.3%）、営業利益は人件費等の販売管理費が増加したことにより、69百万円（前年同期比48.9%減）となりました。

(2) 財政状態の状況

当四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べ35億1百万円増加し、528億18百万円となりました。これは主に、のれんの増加25億25百万円によるもので、Le Champ (South East Asia) Pte Ltdの株式取得に伴い新たにのれんが発生したことによるものであります。

負債は、前連結会計年度末より32億32百万円増加し、226億19百万円となりました。これは主に、未払金の増加14億79百万円と仕入債務の増加11億92百万円によるものであります。

純資産は、前連結会計年度末より2億69百万円増加し、301億99百万円となりました。これは主に、利益剰余金の増加2億17百万円によるものであります。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、新たに決定し、又は締結した経営上の重要な契約等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	28,280,000
計	28,280,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (2021年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2021年8月6日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	14,798,600	14,798,600	(株)東京証券取引所 市場第一部	単元株式数100株
計	14,798,600	14,798,600	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2021年4月1日～ 2021年6月30日	—	14,798,600	—	2,554	—	3,056

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2021年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

2021年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 83,900	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式（その他）	普通株式 14,710,500	147,105	同上
単元未満株式	普通株式 4,200	—	—
発行済株式総数	14,798,600	—	—
総株主の議決権	—	147,105	—

(注) 1. 「完全議決権株式（自己株式等）」欄は、全て当社所有の自己株式であります。

2. 「完全議決権株式（その他）」欄には証券保管振替機構名義の株式が1,000株含まれております。

なお「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数10個が含まれております。

② 【自己株式等】

2021年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社たけびし	京都市右京区西京極豆田町29番地	83,900	—	83,900	0.57
計	—	83,900	—	83,900	0.57

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2021年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,767	6,821
受取手形及び売掛金	18,147	19,593
電子記録債権	5,082	5,261
有価証券	24	12
商品	4,596	5,723
仕掛品	41	84
その他	1,029	1,037
貸倒引当金	△15	△221
流動資産合計	37,674	38,313
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	1,102	1,385
土地	2,139	2,139
その他（純額）	80	242
有形固定資産合計	3,322	3,767
無形固定資産		
ソフトウェア	43	51
ソフトウェア仮勘定	12	—
のれん	269	2,795
顧客関連資産	143	138
その他	20	20
無形固定資産合計	489	3,005
投資その他の資産		
投資有価証券	6,270	6,218
繰延税金資産	210	183
その他	1,363	1,342
貸倒引当金	△12	△12
投資その他の資産合計	7,830	7,731
固定資産合計	11,642	14,505
資産合計	49,317	52,818

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2021年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	11,948	13,510
電子記録債務	1,450	1,081
短期借入金	1,595	2,304
1年内返済予定の長期借入金	—	100
未払金	1,042	2,521
未払法人税等	548	163
賞与引当金	677	340
役員賞与引当金	—	37
その他	518	888
流動負債合計	17,780	20,947
固定負債		
長期借入金	100	—
長期末払金	145	112
繰延税金負債	961	1,121
再評価に係る繰延税金負債	7	7
役員退職慰労引当金	38	29
退職給付に係る負債	309	301
資産除去債務	28	28
その他	15	71
固定負債合計	1,606	1,671
負債合計	19,386	22,619
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,554	2,554
資本剰余金	3,133	3,133
利益剰余金	22,298	22,515
自己株式	△23	△23
株主資本合計	27,962	28,179
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3,043	2,991
土地再評価差額金	△1,135	△1,135
為替換算調整勘定	△19	79
退職給付に係る調整累計額	79	76
その他の包括利益累計額合計	1,967	2,011
非支配株主持分	—	8
純資産合計	29,930	30,199
負債純資産合計	49,317	52,818

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
売上高	14,500	17,026
売上原価	12,200	14,401
売上総利益	2,300	2,625
販売費及び一般管理費	1,779	1,959
営業利益	520	665
営業外収益		
受取利息	1	1
受取配当金	39	44
仕入割引	6	3
受取賃貸料	13	14
為替差益	6	26
その他	24	7
営業外収益合計	92	96
営業外費用		
支払利息	1	1
売上割引	19	—
賃貸収入原価	6	7
その他	0	0
営業外費用合計	27	8
経常利益	586	753
特別損失		
固定資産除却損	—	0
特別損失合計	—	0
税金等調整前四半期純利益	586	753
法人税、住民税及び事業税	61	91
法人税等調整額	133	165
法人税等合計	194	256
四半期純利益	391	496
親会社株主に帰属する四半期純利益	391	496

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
四半期純利益	391	496
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	272	△52
為替換算調整勘定	△51	99
退職給付に係る調整額	△0	△3
その他の包括利益合計	220	43
四半期包括利益	612	540
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	612	540
非支配株主に係る四半期包括利益	—	—

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第1四半期連結会計期間において、Le Champ (South East Asia) Pte Ltdの株式を取得したことにより、同社及び同社の子会社4社を連結の範囲に含めております。

なお、これら5社については、2021年6月30日をみなし取得日としているため、貸借対照表のみ連結しております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、一部の取引について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしています。

また、従来、営業外費用に計上していた売上割引については売上高より控除しております。

「収益認識会計基準」等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っており、当第1四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、当該期首残高に与える影響はありません。

「収益認識会計基準」等の適用により、従来の方法に比べて、当第1四半期連結累計期間の売上高が38百万円減少、売上原価が17百万円減少、営業外費用が20百万円減少し、売上総利益及び営業利益がそれぞれ20百万円減少しております。

なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法による組替えを行っておりません。

また、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第1四半期連結累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(在外子会社の収益及び費用の換算方法の変更)

在外子会社の収益及び費用は、従来、決算日の直物為替相場により円貨に換算しておりましたが、当第1四半期連結会計期間より、期中平均為替相場により円貨に換算する方法に変更しております。

この変更は、2021年6月にLe Champ(South East Asia)Pte Ltdを子会社化したことにより、当社グループにおける在外子会社の損益の重要性が今後増加する見込みであることから、一時的な為替相場の変動による期間損益への影響を緩和し、在外子会社の業績をより適切に連結財務諸表に反映させるために行ったものであります。

なお、この変更による影響額は軽微であります。

(四半期連結貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
減価償却費	50百万円	53百万円
のれんの償却額	25百万円	18百万円

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間（自2020年4月1日 至2020年6月30日）

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年4月28日 取締役会	普通株式	353	24.00	2020年3月31日	2020年6月8日	利益剰余金

II 当第1四半期連結累計期間（自2021年4月1日 至2021年6月30日）

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年4月28日 取締役会	普通株式	279	19.00	2021年3月31日	2021年6月7日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自2020年4月1日至2020年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	F A・デバイス事業	社会・情報通信事業	合計
売上高			
外部顧客への売上高	10,778	3,722	14,500
セグメント間の内部売上高 又は振替高	0	—	0
計	10,778	3,722	14,500
セグメント利益	386	134	520

2. 報告セグメントの利益の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容
(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメント計	520
セグメント間取引消去	—
四半期連結損益計算書の営業利益	520

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
(のれんの金額の重要な変動)

「F A・デバイス事業」セグメントにおいて、前第1四半期連結累計期間に梅沢無線電機株式会社の株式を取得したことに伴い、のれんを429百万円計上しております。なお、のれんの金額は、前第1四半期連結会計期間において取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額であります。

Ⅱ 当第1四半期連結累計期間（自2021年4月1日 至2021年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	F A・デバイス事業	社会・情報通信事業	合計
売上高			
外部顧客への売上高	12,556	4,469	17,026
セグメント間の内部売上高 又は振替高	0	—	0
計	12,556	4,469	17,026
セグメント利益	596	69	665

2. 報告セグメントの利益の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容
（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

利益	金額
報告セグメント計	665
セグメント間取引消去	—
四半期連結損益計算書の営業利益	665

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

（会計方針の変更）に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントの利益又は損失の測定方法を同様に変更しております。

当該変更により、従来の方法に比べて、当第1四半期連結累計期間のF A・デバイス事業の売上高及びセグメント利益はそれぞれ13百万円減少し、社会・情報通信事業の売上高は24百万円減少、セグメント利益は6百万円減少しております。

4. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

（のれんの金額の重要な変動）

「F A・デバイス事業」セグメントにおいて、当第1四半期連結累計期間にLe Champ (South East Asia) Pte Ltdの株式を取得したことに伴い、のれんを2,544百万円計上しております。なお、のれんの金額は、当第1四半期連結会計期間において取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額であります。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：Le Champ (South East Asia) Pte Ltd

事業の内容：電子部品、電子機器の販売

(2) 企業結合を行った主な理由

Le Champ (South East Asia) Pte Ltd は、東南アジア各国、インド、中国における合計8カ国に14拠点を有し、電子部品および電子機械のディストリビュータとして各地域におけるリーディングポジションを確立しております。

当社とは半導体・デバイスを中心として共通のビジネスセグメントを有する一方、進出地域や取扱製品の重複が少ないことから、同社を子会社化することで大きなシナジー効果を発揮し、両社の更なる発展に寄与するものと判断致しました。

(3) 企業結合日

2021年6月4日(株式取得日)

2021年6月30日(みなし取得日)

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

結合前から変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

2. 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2021年6月30日をみなし取得日としているため、当第1四半期連結会計期間では貸借対照表のみを連結しており、当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間はありません。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	5,948百万円
取得原価		5,948百万円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー等に対する報酬・手数料等 268百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

2,544百万円

なお、のれんの金額は取得原価の配分が終了していないため、暫定的に算出された金額であります。

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

当第1四半期連結会計期間末において、企業結合日における識別可能資産および負債の特定及び時価の見積りが未了であるため、取得原価の配分は完了しておりません。よって、のれんの金額は暫定的な会計処理を行っており、償却方法及び償却期間についても精査中であります。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第1四半期連結累計期間(自2021年4月1日至2021年6月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				合計
	F A・デバイス事業		社会・情報通信事業		
	産業機器システム	半導体・デバイス	社会インフラ	情報通信	
国内	8,421	2,910	2,681	1,788	15,802
海外	391	833	—	—	1,224
顧客との契約から生じる収益	8,812	3,744	2,681	1,788	17,026
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	8,812	3,744	2,681	1,788	17,026

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自2020年4月1日 至2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2021年4月1日 至2021年6月30日)
1株当たり四半期純利益	26円59銭	33円76銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	391	496
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	391	496
普通株式の期中平均株式数(千株)	14,714	14,714

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

2021年4月28日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の配当を行うことを決議いたしました。

(イ) 配当金の総額……………279百万円

(ロ) 1株当たりの金額……………19円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日……………2021年6月7日

(注) 2021年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行いました。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

株式会社たけびし

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

京都事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 尾仲伸之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野出唯知 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社たけびしの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社たけびし及び連結子会社の2021年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

